

令和 7 年度

第 443 回山口地方最低賃金審議会

令和 7 年 7 月 14 日（月）13 時 30 分から
山口地方合同庁舎 2 号館 5 階共用会議室

議 題

1 令和 7 年度の山口県最低賃金の改正等について

- （1）山口県最低賃金の改正決定について（諮問）
- （2）山口県最低賃金の専門部会の設置について
- （3）山口県特定最低賃金の改正決定等について（諮問）
- （4）山口県特定最低賃金の専門部会の設置について
- （5）審議会の日程について

2 その他

資 料 目 次

- 1 第 58 期山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 中央最低賃金審議会への「令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について（諮問）」（写）
- 3 令和 7 年 6 月 13 日閣議決定資料
 - (1) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（抄）
 - (2) 経済財政運営と改革の基本方針 2025（抄）
- 4 令和 7 年春季賃上げ要求・妥結状況
 - (1) 令和 7 年春季賃上げ要求・妥結状況（第 2 回集計）【山口県産業労働部】
 - (2) 2025 春季生活闘争 賃金改善回答集計【連合山口】
 - (3) 各機関別集計状況
- 5 経済資料
 - (1) 山口県金融経済情勢（2025 年 7 月）【日本銀行下関支店】
 - (2) 法人企業景気予測調査結果（令和 7 年 4 月～6 月期）
【財務省中国財務局山口財務事務所】
 - (3) 山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き
-毎月勤労統計調査地方調査結果-令和 7 年（2025 年）4 月分
【山口県総合企画部】
 - (4) 山口市消費者物価指数（令和 7 年 5 月）【山口県総合企画部】
 - (5) 山口県内の雇用情勢（令和 7 年 5 月）【山口労働局職業安定課】
- 6 関係団体からの要請書
 - (1) 「最低賃金の大幅な引上げ、中小企業の支援策等の実行及び山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会の審議の公開と議事録の公表を求める会長声明」（山口県弁護士会）
 - (2) 最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請（山口県労働組合総連合）
- 7 特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明・申出書（写）
- 8 特定最低賃金（改正）申出書の形式審査一覧表
- 9 (1)山口地方最低賃金審議会運営規程
(2)山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程
- 10 今後の審議会の予定（案）

※【 】は、資料出所を記載

第58期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和7.4.22～9.4.21)

区 分	ふ り が な 氏 名	現 職
公 益 代 表 委 員	いま さき みつ とも 今 崎 光 智	弁護士
	くら た のり こ 藏 田 典 子	公立大学法人山口県立大学 国際文化学部講師
	こ ばやし とも のり 小 林 友 則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	じん ぼ かず ゆき 神 保 和 之	元山口朝日放送(株)常勤監査役
	なん ば とし みつ 難 波 利 光	周南公立大学人間健康科学部教授
労 働 者 代 表 委 員	おお つか しゅう し 大 塚 修 志	マツダ労働組合山口県本部第6組織部長
	おおはら けいすけ 大 原 敬 典	U Aゼンセン山口県支部常任
	くらしげ り か 倉 重 里 加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	ふ じた えい じ 藤 田 英 二	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	よこやま たかし 横 山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使 用 者 代 表 委 員	くらふじ ともあり 藏 藤 共 存	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂 本 竜 生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	しまもと けんじ 嶋 本 健 児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
	なかむら まさこ 中 村 眞佐子	中村建設株式会社取締役
	みやもと みちひろ 宮 本 道 浩	山口県経営者協会専務理事

(敬称略、50音順) 7.4.22)



厚生労働省発基 0711 第 1 号
令和 7 年 7 月 1 1 日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 福岡 資麿

令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2025（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版
(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現

1. 成長型経済の起点となる実質賃金 1 %上昇のノルムの定着

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33 年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2 年連続で 5 %を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600 兆円を超える名目 GDP など、30 年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手に入れている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029 年度までの 5 年間で、日本経済全体で、実質賃金で年 1 %程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年 1 %程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないように、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医

療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

（略）

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

賃上げこそが成長戦略の要である。

2029 年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029 年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029 年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

～5年間60兆円の官民での生産性向上投資と全国2,000を超える者によるきめ細かな支援～

2030 年度 135 兆円・2040 年度 200 兆円という新たな官民国内投資目標を必ず達成するため、その重要な担い手である中小企業・小規模事業者が、労働供給制約下においても省力化等を通じて生産性を向上させることができるよう、2029 年度までの5年間でおおむね 60 兆円程度（中小企業実態基本調査ベース）の生産性向上のための投資を実現する。このため、12 業種の「省力化投資促進プラン」の実行とともに、全国約 2,200 か所の商工会・商工会議所や中小企業団体中央会等でデジタル支援ツールも活用した全国規模でのサポート、全国約 500 機関の地域金融機関による賃上げ等に悩む中小企業・小規模事業者に対する政府の支援等の紹介やデジタル支援ツールを活用した支援、希望する中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣や徹底した伴走支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、おおむね 60 兆円の生産性向上投資を官民で実現する。

～336 万者の経営者全員がいつでも事業承継・M&A 等を相談できる支援体制の構築～

336 万者の中小企業・小規模事業者のうち、約 100 万者では経営者の年齢が 70 歳以上であり、こうした経営者の高齢化などを背景に黒字廃業も増加している現状を踏まえ、希望する全ての経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A 等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を整備する。

～地域で活躍する人材の育成と処遇改善～

国民生活を支えている就業人口の約 6 割を占める現場人材の持続的な賃上げを実現するためには、高度なスキルを身につけて生産性を高めつつ、処遇を含め、より魅力ある職業としていくことが必要である。アドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成や、AI 等の技術トレンドを踏まえた幅広い労働者のリ・スキリング、医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げに取り組むことを通じ、全国津々浦々のそれぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できる環境を整備する。

～地方創生のための地方での賃上げ環境整備の後押し～

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等について、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、各種の交付金等を活用して、国としても後押しする。その際、地域の労使ともよくコミュニケーションを取って取組を進めることとする。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者

にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

（１）官公需における価格転嫁策の強化

地方部ほど官公需が都道府県 GDP に占める割合が高く、地方経済において官公需は重要な役割を果たしている。中小企業・小規模事業者の賃上げ・投資の原資の確保の観点から、関係省庁が連携し、総合的に取り組むため、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」として、以下を強力に実行する。

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があり、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。
- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が１％にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の 60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

低入札価格調査制度の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに検証し、同種の発注について同様の取扱いを徹底する。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約 7 割で未導入となっている。

また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。

工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワ一的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。
- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。

- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
 - ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
 - ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。
- また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。

（２）労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Ｇメン、公正取引委員会による優越Ｇメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のＧメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

② パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年５月には約７万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の８割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体

への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点 22 業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で 321 か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

（３）中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化

中小企業庁の調査によると、利益の主な使い道として「研究開発」を挙げる中小企業は売上高を大きく成長させる傾向にある。他方で、大企業等との取引関係の中で中小企業・小規模事業者が知的財産侵害を受けるケースも見られることに鑑み、政府全体で中小企業等の知財経営リテラシーの向上や、侵害抑止強化に向けた制度の構築に取り組む。また、公正取引委員会においては、実態調査と、その結果を踏まえた適切な知的財産取引のための独占禁止法上の指針の策定と遵守徹底に取り組む。加えて、中小企業・小規模事業者への知財の活用促進により、その「稼ぐ力」を高めていくため、知財経営支援ネットワーク（特許庁、工業所有権情報・研修館、日本弁理士会、中小企業庁が、日本商工会議所と連携して中小企業・小規模事業者を知財の観点から支援する枠組み）を通じた好事例の創出や伴走支援、知財経営支援人材の育成等も併せて実施していく。

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間を集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定

した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

同プランの中では、こうした業種の多くがサービス業であることを踏まえ、各業所管省庁が業種ごとの課題や優良事例を捉えて、きめ細かに各業種の生産性向上を後押しするとともに、全国的なサポート体制を整備する。

全国の中小企業・小規模事業者にとって具体的に何をすれば投資・業務プロセスの見直し等による生産性向上の効果を得られるかについて、指導やアドバイスの体制の充実を行うとともに、分かりやすい周知と普及啓発に努め、全国の中小企業・小規模事業者の現場への浸透を図る。

その際、生産性向上の促進には業種ごとに業務プロセスを踏まえた実態把握が不可欠である。各業種の優良事例や効果的な省力化投資のポイントを踏まえ、i) 各業種のフロントヤードでの業務効率化の鍵となる製品・システムの導入促進、ii) 各業種の実情に応じたバックオフィスでのデジタルツールの導入促進を後押しするとともに、一部の先行企業が実施している先駆的な省力化の取組を業界全体に横展開・浸透させていく方策も含め、2029 年度までを中心とするロードマップに基づき、着実に取組を実施する。

省力化投資の知識・経験の不足が、中小企業・小規模事業者の省力化投資のボトルネックになっている。「業務の標準化が難しい」という中小企業・小規模事業者の声も踏まえ、サービス業も含めて、業所管省庁として、省力化投資の前提となる業務プロセスの見直しの支援や、業界内での業務・規格の標準化などの取組を支援していく。あわせて、必要となる制度・規制の見直しや、地域での省エネルギー化の取組を進めていく。

業種ごとの特徴を踏まえ、生産性向上支援策と官公需も含めた価格転嫁・取引適正化を両輪で進めることが重要であることを踏まえて対応を進める。

なお、各業種で設定されている生産性目標は、省力化投資を中心としつつ、本施策パッケージの「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」、「3. 事業承継・M&A 等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」等を含めた総合的な取組により達成を図るものである。

今後の対応として、業種別の省力化投資の規模や市場規模の把握、関連する補助金や融資等の実態や効果の分析、中小企業・小規模事業者による過剰投資を招かないような効果的な情報提供を行う。これも含めて、省力化投資促進プランの策定と実行のための

関係府省連絡会議において、施策の継続的な進捗管理とそれも踏まえた内容の充実を図る。

同時に、省力化投資促進プランの対象業種のみならず、幅広く、中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等を通じた中小企業・小規模事業者の挑戦支援を進めるとともに、地域における消費の活性化等を通じ地域経済の好循環を図る。

（２）全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実

特に地方のサービス業や小規模な企業にとっては、生産性向上に向けた取組を行うためのノウハウ・人的資源・資金面での経営基盤が不足していること、また、現在の政府の支援策へのアクセスや申請時の事務的負担にも課題がある点を踏まえ、全国的に、希望する中小企業・小規模事業者に徹底的に伴走支援を行う新たなサポート体制を整備することを検討する。その際、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等においても、人手不足の影響等により厳しい環境に置かれた事業者等を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献することは、地域金融機関自身の事業基盤の存立にも関わる重要な役割と位置付けられていることを踏まえ、地域金融機関が付加価値の高いコンサルティング機能を提供し、中小企業・小規模事業者の省力化投資を支援するよう促す。

カタログ式・オーダーメイド式の省力化投資補助金について、広く各業種や地方の中小企業・小規模事業者が利用できるよう、引き続き運用を改善するとともに、支援メニュー等の拡充を行う。また、業務改善助成金、各業種での設備投資等を支援する補助金等の強化を図る。あわせて、生産性革命推進事業（ものづくり補助金、ＩＴ導入補助金、事業承継・Ｍ＆Ａ補助金、小規模事業者持続化補助金、成長加速化補助金）や新事業進出補助金等の強化を図る。

また、警備業等のその他の業種についても、人手不足等の実態や動向を踏まえ、省力化投資・デジタル化投資等の課題・効果を業所管省庁を中心に検討した上で、省力化投資促進プランの対象業種に追加する。

（３）12 業種における省力化投資の具体策

①飲食業

i) 目標

飲食業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

飲食業は、約 400 万人の雇用を創出しているが、パート・アルバイトの割合が多く、中小企業がほとんどを占めている。人手不足も、調理・接客・店舗管理の全ての工程で顕著であり、特に店舗管理を担う店長等の不足が深刻である。一方、調理工程では、調理・食器洗浄ロボット、接客工程では、モバイルオーダー・セルフレジ、配膳・下膳ロボット、店舗管理工程では、在庫・販売・人事管理のＩＴツールの導入により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・規模や業態に応じた細やかな省力化の指針や優良事例等をまとめたガイドブック（業界行動計画）を 2025 年度中に策定する。また、生産性向上に資する取組を積極的に行っている飲食業者を表彰する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パ

パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、農林水産省と厚生労働省が連携し、新たに日本食品衛生協会等の協力も得ることで、これまで国としてのアプローチが弱かった中規模事業者層も含め、支援策の徹底的な周知を図る。

v) 主な KPI

2025 年度中に、約 40 万者の飲食業を営む企業の 7 割に支援策を周知する。また、2030 年までに、生産性を向上する等、「持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する事業活動計画」の認定を累計 100 件行う。

②宿泊業

i) 目標

宿泊業の労働生産性を 2029 年度までに 35%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

宿泊業は、長期的に人手不足状態が続いており、直近では、観光需要の回復等に伴い人手不足感が更に高まっている。また、小規模事業者が多く省力化が十分に進んでいない傾向がある。一方、リアルタイムでどこからでも予約情報の確認ができ、会計との連携など全体の業務フローを効率化する PMS（予約等管理システム）やフロント業務の作業負担を削減する自動チェックイン機の導入により省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、観光地・観光産業における人材不足対策事業（設備投資補助）の活用も推進する。また、自動チェックイン機器等を通じた情報の照合による本人確認により、従業員との面接を不要とする旅館業法におけるフロント規制の緩和（2025 年 3 月通知改正）により省力化を推進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制を、自治体、関係省庁、宿泊事業者団体等と連携して構築する。さらに、各都道府県の生活衛生営業指導センターにおいて、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度において、補助制度活用件数を年 900 件、施策ホームページ閲覧数を年 40 万 PV、説明会・相談会の参加人数を年 500 人達成する。

③小売業

i) 目標

小売業の労働生産性を 2029 年度までに 28%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

小売業は労働集約的な産業であり、生産性も他業種と比べて低い。接客対応やレジで

の精算、店内清掃等の店舗運営に大きく人手を要しているのが現状である。一方、POS レジ、シフト管理など、DX 推進に向けた基盤整備を進めたり、掃除ロボットや遠隔接客システムを活用したり、省力化を実現したりする優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、IT 導入、外注、協働、人的投資等の省力化に関する取組に関する、分かりやすく、きめ細かな優良事例集を作成する。さらに、業界団体とも連携した情報共有体制や説明会、セミナー等の開催や、業界紙等の広報チャネルの活用により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。

v) 主な KPI

2026 年度以降、業界団体等との懇談会を年に 5 回程度行い、各回延べ約 4,300 社に適時情報発信する。補助制度活用件数を年 1,000 件達成する。

④生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）

i) 目標

生活関連サービス業のうち、理容業、美容業、クリーニング業の労働生産性を 2029 年度までに 29%向上し、冠婚葬祭業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを旨とする（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

理容業、美容業、クリーニング業においては、中小零細企業や個人・家族経営が多く、経営者の高齢化が進んでおり、自動券売機、POS レジや、会計管理システム等の導入により、できる限り店舗の運営管理業務を中心に省力化を推進し、付加価値の高い施術やサービスに注力できる環境整備が必要である。また、冠婚葬祭業においても、顧客、受注、請求、入金等の情報をシステムで一元管理することで、コアとなる接客以外の事務作業の省力化が必要である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、冠婚葬祭業においては、IT 導入等の省力化の取組に関するきめ細かな事例集を作成し、業界団体とも連携した説明会等の開催等により優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。あわせて、日本政策金融公庫における設備投資への資金繰り支援の活用も推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、業界団体等を通じた情報提供を実施する。また、中小企業支援機関等によるプッシュ型支援と、アドバイザーの伴走による専門的支援の組合せにより、業界団体に属さない中小・小規模事業者を含め、幅広い事業者にアプローチする。理容業、美容業、クリーニング業では、生活衛生営業指導センターを中心に、専門家による伴走型の相談支援を実施する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度にかけて、理容業、美容業、クリーニング業では、省力化支援施策に関するセミナー等を年 250 回開催する。また、伴走型の相談支援を年 1,000 件実施する。冠婚葬祭業では、補助制度活用件数を年平均 110 件以上とする。

⑤その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）

i) 目標

自動車整備業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、ビルメンテナンス業の労働生産性を 2029 年度までに 25%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

自動車整備業においては、専門学校への入学者が 20 年で半減し、人手不足と高齢化が進展し、省力化が急務である。対応策として、システム導入による入庫・作業管理、スキャンツールによる故障探求の効率化等が有効である。ビルメンテナンス業においては、清掃作業を行う従事者が 8 割を占める労働集約型産業であり、心理的・肉体的負担から人手不足が続く、省力化投資の後押しが必要である。対応策として、ロビー等の面積が広く平らな区画は清掃ロボットに任せることや、現場作業やパート従事者の出退勤を効率的に管理する勤怠管理システムの導入が有効である。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、自動車整備業では、スキャンツール補助金の活用を推進する。また、柔軟な人材育成・配置を可能とするため、自動車整備士資格の実務要件の見直し等を進める。ビルメンテナンス業では、省力化の好事例集の発行や、省力化に関するイベント等の優良事例の横展開を支援する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、自動車整備業においては、業界団体に補助金の周知・相談を行うアドバイザーを設置し、省力化投資に資する支援措置を全ての事業者にも周知し、その利用を促す。ビルメンテナンス業においても、業界団体と連携し、各種補助金等に関する情報提供を行い、業界団体の広報チャネルから効果的に周知を行う。

v) 主な KPI

2029 年度までに、自動車整備業では、スキャンツール導入率を 100%にする。

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ビルメンテナンス業では、オンラインセミナーの延べ接続数を年 2,800 回とする。

⑥製造業

i) 目標

製造業の労働生産性を 2029 年度までに 24%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。

ii) 課題と省力化事例

繊維工業、プラスチック製品製造業、食品製造業等の一部の製造業では、中小企業の割合が高く、労働集約的な業態であることから、全産業平均よりも労働生産性が低い状況である。一方、ロボット導入による省力化や IoT システム導入による稼働状況の見える化・稼働率の向上等の製造工程の効率化や会計システム導入による管理業務の効

率化などの省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。また、現場のニーズに合わせた多品種少量生産に対応するロボットの開発支援を行う。さらに、ものづくり白書、中小企業白書において優良事例を紹介する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、複数の業界団体等を通じて情報提供を実施する。また、業界団体に属さない事業者に対しても、取引適正化の業界への働き掛けや、特定技能制度を担う民間団体を通じた生産性向上等の条件付けなど、多方面からアプローチを実施する。さらに、食品製造業においては、食品企業、機械メーカー、研究機関等から構成される「食品企業生産性向上フォーラム」を通じて、施策情報をきめ細かく発信し、トータルでサポートする体制を構築する。

v) 主な KPI

2025 年度から 2029 年度までにおいて、ＩＴ導入補助制度活用件数を年平均 7,500 件以上とする。2030 年までに「食品企業生産性向上フォーラム」会員企業数を 9,000 社とする。

⑦運輸業

i) 目標

運輸業の労働生産性を 2029 年度までに、鉄道分野 18%、自動車（物流）分野 25%、自動車（旅客運送）分野 26%、水運分野 22%、造船・船用工業分野含む輸送用機械器具製造業分野 21%向上することを目指す（2024 年度比・名目値）。また、航空分野では、2029 年度までに労働生産性を 5%向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

運輸業はいずれの分野においても人手不足が深刻化しており、自動車（物流・旅客運送）分野においては、中小企業が多く、帳簿等を紙で管理していたり、配車計画や運行ルートを手書きで作成したり、ＤＸ化が遅れている。一方、乗務員及び管理者の業務負荷を軽減する運行管理、乗務日報自動作成、勤務管理のシステムや、配車アプリ、キャッシュレス決済の導入や庫内作業の効率化に資する自動化機器により、省力化を実現する優良事例も存在する。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、運送事業者や物流事業者について、業務効率化等に資するシステム・設備の導入支援を継続する。また、業界団体による事業者向けセミナー等を通じて優良事例の情報提供・横展開を実施する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、ＩＴ導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制として、省力化ニーズのある事業者に支援が行き届くよう、国土交通省本省・運輸局・支局が一体となり、全国各地における幅広いサポート体制を構築するとともに、専門家による相談・助言対応も含めたＤＸ化の支援を実施する。

v) 主な KPI

鉄道分野では、2029 年度において、省力化・効率化の取組を行う中小鉄軌道事業者の割合を工務部門 50%、電気部門 45%にする。自動車（物流・旅客運送分野）では、DX 等により業務の効率化を図る。海事分野では、関係団体との説明会等において事業成果や優良事例を周知する。航空分野では、毎年、省力化投資に係る支援制度や優良事例の説明会を実施する。

⑧建設業

i) 目標

建設業の労働生産性を 2029 年度までに 9 % 向上することを目指す（2024 年度比・実質値）。

ii) 課題と省力化事例

建設業は、他産業と比較して労働生産性が低い水準にとどまっており、また、就業者の高齢化が進行していることから、将来的な人手不足を見込んだ労働生産性の向上が喫緊の課題となっている。さらに、中小建設業者における ICT 活用は依然として課題がある状況である。一方、ウェアラブルカメラを用いた遠隔監視による労務・安全管理、ドローンによる測量等の導入による現場業務の省力化、就業管理、工事原価作成等のシステムの導入によるバックオフィス業務の省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 活用の際の基本的な考え方や留意すべき点をまとめた指針（ICT 指針）及び優良事例集（ICT 事例集）を建設業者に広く周知する。また、ICT を活用した迅速かつ効率的な応急復旧体制構築の補助事業の活用を推進することにより、建設業における ICT 活用の理解増進・普及拡大を図る。あわせて、技術者の専任義務の緩和等による、人員配置の合理化措置について周知を行い、施策の活用促進を図る。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金、IT 導入補助金や、「賃上げ」支援助成金パッケージ等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、政府は関係機関と連携し、ICT 活用を積極的に促進するための各種施策を実施し、自治体は、建設業者に対し ICT 活用の指導・助言等を行い、関係団体においては、政府・自治体による施策も活用し、積極的な ICT 活用を行うとともに、現場ニーズについて整理・集約し、関係者全体で省力化を目指す体制を構築する。

v) 主な KPI

2029 年度までに年間実労働時間（1 人当たり）を全産業平均並みまで減少させる（2023 年度の建設業は 2,018 時間に対し全産業は 1,956 時間）。また、説明会を通じ建設業者に対し省力化投資を促進するための支援施策や優良事例について周知を行う。

⑨医療

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、医師・看護師等の時間外労働の削減、合理的な配置基準の見直しを目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

85 歳以上を中心に高齢者数は 2040 年頃のピークまで増加すると見込まれる。また、

生産年齢人口の減少に伴い、医療従事者の確保は更に困難となることが見込まれるため、働き方改革等による労働環境の改善や、医療ＤＸ、タスクシフト・シェア等の省力化の取組を着実に推進していくことが重要となる。

iii) 省力化促進策

- ・省力化を具体化する施策として、看護業務の効率化に資する電子カルテへの音声入力及びバイタルサイン値等の自動反映、インカム等の導入支援、医師の労働時間の短縮に資する ICT 機器の導入支援、中小・小規模事業者に対する IT 導入補助金の活用を進めていく。また、電子カルテ情報の標準化等の医療ＤＸ推進のための情報基盤の整備を進めるとともに、医療現場のニーズに即したサービスの技術開発や、医療負担の軽減に資するものを含む医療機器等の開発・実装を推進する。さらに、看護業務の効率化の優良事例集の充実を図る。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターに、労務管理や医業経営の専門家であるアドバイザーを配置し、省力化の取組に関する助言や、公的支援、優良事例の紹介等を行う。

v) 主な KPI

2030 年までに、おおむね全ての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す。2029 年度までに長時間労働となる医療機関に勤務する医師の時間外労働の目標時間数を 1,410 時間にする（現状は 1,860 時間）。

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029 年までに 8.1%、2040 年までに 33.2%の業務効率化を目指す。障害福祉分野では、ICT 活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を 2029 年に 90%以上を目指す。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、障害福祉分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場における AI 技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都

道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主な KPI

2029 年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を 90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。障害福祉分野は、ワンストップ型相談窓口を 47 都道府県全てに設置する。

⑪保育

i) 目標

保育現場への ICT の導入等により、保育士が子供と向き合う時間を確保する。また、2020 年代に最低賃金 1,500 円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

保育士の人手不足は深刻な状況にあり、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要である。保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが挙げられ、また、非効率な事務作業や紙での業務によって子供と向き合う時間が取れないといった課題がある。一方、これらの課題に対し、①保育に関する計画・記録や②保護者との連絡、③登降園管理、④実費徴収等のキャッシュレス決済（いわゆる 4 機能）など保育の周辺業務や補助業務を ICT 活用により解決する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・優良事例の横展開を具体化する施策として、ICT 導入の目的・種類・効果・導入のステップ、導入事例をまとめたハンドブックを事業者に広く周知する。また、ICT 等を活用した業務システムの導入補助の活用を推進する。さらに、ICT 環境整備についてのロールモデルとなる事例の創出を行い、横展開を行うための「保育 ICT ラボ」事業を実施する。
- ・さらに、IT 導入補助金の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、保育事業者支援コンサルタントが巡回を行い、ICT 化の推進に関する助言や指導を実施する事業の活用や、自治体において、自治体・ICT 関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、地域の ICT 導入園の事例紹介や、勉強会・研修会の開催等を実施する取組を更に促進する。

v) 主な KPI

2026 年度までに登降園管理機能を始めとする 4 機能をいずれも導入している施設の割合を 20%とする。2029 年度までに事務作業等時間を 2026 年度比で 10%減少させる。

⑫農林水産業

i) 目標

農業では 1 経営体当たりの生産量を 2030 年までに 2023 年比で約 1.8 倍にすることを目指す。林業では 2030 年に木材生産に係る林業経営体の労働生産性を 2022 年比で 5 割向上することを目指す。水産業は操業の効率化・生産性の向上等により、2030 年に漁業就業者 1 人当たりの漁業生産量を 2020 年比で 3 割向上することを目指す。

ii) 課題と省力化事例

農林水産業では、いずれも就業者の急速な減少や高齢化が見込まれており、人手不足を解消し、産業の持続的な発展を図るためには生産性向上が不可欠である。一方、ロボット・AI・IoT等の先端技術やデータを活用したスマート技術により省力化を実現する優良事例もある。

iii) 省力化促進策

- ・スマート技術を具体化する施策として、農業では、スマート農業技術活用促進法に基づき、税制措置や金融等の優遇措置により、栽培方式の転換やスマート農業技術の開発を集中的に後押しする。また、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で構造転換を集中的に推進するため、スマート農業技術活用促進集中支援プログラムにより、重点開発目標に沿った迅速な技術開発、生産方式の転換、農地の大区画化、情報通信環境の整備等を実施する。
- ・林業では、スマート林業技術の開発・現場実装に向けた支援を加速化するとともに、地域の多様な関係者がデジタル技術をフル活用するための拠点（デジタル林業戦略拠点）を全国に展開する。
- ・水産業では、スマート水産業普及推進事業により、スマート化の伴走者の育成支援、スマート機器導入支援を行う。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、農業では、全国の普及指導センターへの相談窓口の設置等を通じて、民間事業者や関係団体等との連携を促進する。林業では、デジタル林業戦略拠点にコーディネータを派遣し、伴走支援をできる体制を構築する。水産業では、各都道府県又は漁業関係団体に拠点を設置し、スマート化の伴走支援体制を構築する。

v) 主な KPI

2030年までに、農業分野では、スマート農業技術を活用した面積の割合を50%とする。林業分野では、デジタル林業戦略拠点を25都道府県で展開する。水産業では、2027年までにデジタル水産業戦略拠点を11地域で展開する。

(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援

中小企業・小規模事業者の成長投資の後押し、販路開拓・海外展開の促進、マッチングの強化等により、成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦を支援する。

①成長志向の中小企業・小規模事業者の恒常的創出に向けたエコシステムの創出

地域経済の好循環を生み出すためには、中小企業が果たしている役割を可視化し、地域経済に波及力のある中小企業・小規模事業者の成長意欲を高め、「100億企業」が次々と生まれてくるメカニズムを構築することで、賃上げ、外需獲得、域内の仕入れ等を通じ、地域経済が成長することが重要である。そのため、経営者ネットワークの構築等を通じて成長企業の裾野を拡大するとともに、売上高100億円を目指す成長志向の中小企業の大胆な投資への支援（成長加速化補助金等）を切れ目なく強力に進めるほか、経営強化税制の活用、リスクマネーの供給促進等を通じ、中小企業・小規模事業者の成長投資を強力に後押しする。

これらの取組を通じ、成長志向の企業が中小企業・小規模事業者から中堅企業、更にその先へと成長していくことを後押しするシームレスな政策体系を構築する。

②成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラ構築

足下で中小企業が直面する事業転換、革新的な新商品・サービスの開発、販路開拓、

海外展開、M&A、人材育成等の課題について官民連携して取り組むことを通じ、成長志向の中小企業・小規模事業者へのソフトインフラを構築する。

③新たな成長加速マッチングサービスの普及

成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の基本情報や挑戦しようとする課題を入力すれば、これまで接点のなかった金融機関・投資機関からの資金調達の機会を得たり、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家からの成長提案・助言を得たりすることを可能とする、新たな成長加速マッチングサービスを普及させ、中小企業の成長を後押しするとともに、民間支援サービスの活性化を図る。

(５) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保

地方の中小企業・小規模事業者における省力化投資、DX、新製品・サービス開発、新規事業開拓等を推進するためには、経営者を補佐する専門的な知見やマネジメント経験を有する経営人材の確保が必要である。他方で、都市部の経営人材が地方の中小企業・小規模事業者にフルタイムで転職することには一定のハードルがあることから、「週1副社長」（都市部の経営人材が、副業・兼業の形式で週に1回程度、地方の中小企業等の経営に関与すること）といった取組10を進めるなど、そうした経営人材の副業・兼業を一層促進することを含め、地域の経営人材の確保・育成に取り組む。また、地方の人手不足分野の企業における人材確保に取り組むとともに、副業・兼業のマッチングを進める。

①地域の経営人材のマッチング機能の強化

地域企業経営人材マッチング促進事業（金融庁・経済産業省による、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）のデータベースを活用した地域金融機関経由でのマッチング事業。通称「レビキャリ」）・プロフェッショナル人材事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、各道府県の人材拠点経由でのマッチング支援事業）・先導的人材マッチング事業（内閣府地方創生推進室による、民間等のデータベースを活用した、地域金融機関等経由でのマッチング支援事業）といった人材マッチング支援を行う既存の3事業について、副業・兼業にも重点を置きつつ、地域企業、仲介事業者等及び経営人材のなり手各々の目線に立った支援内容の見直し・拡充を図るとともに、上記3事業におけるレビキャリ・民間のデータベースの双方向の活用の在り方を含めた事業間連携や地域金融機関と民間人材事業者の連携を通じたマッチング機能の強化に向けた見直しに取り組む。

経営経験のない若年層であっても、地域中小企業に期間限定で雇用し、経営者の直下で経営経験を積ませることで、起業や事業承継の担い手の育成につなげるとともに、地域中小企業における若者の新しい視点・スキルによる成長を促す取組を促進する。

あわせて、地方自治体による地域企業の人材マッチングの取組を促進する。

②地方自治体・農協・地域金融機関の職員の副業・兼業の推進

地方公務員の副業・兼業について、地域課題解決につながる活動を幅広く認める観点から、許可基準の弾力化の検討を加速する。また、農協職員による農作業への従事や販路開拓などの副業の促進に向けた働き掛けや、地域金融機関の職員の副業・兼業の普及を進める。

③地域内での人事・採用機能や専門人材の共有化

地域の中堅企業等であっても人事を専門に担当する人材がいる企業は4割にとどまるなど、地域の中小企業・小規模事業者の多くは、「稼ぐ力」の向上に不可欠な人事戦略・人員配置を検討し、必要な人材を外部から確保する機能を十分に有していない。民間事業者等が地域内のハブになって、商工会・商工会議所、地域金融機関、自治体等と連携して、人材の副業・兼業等を通じながら、地域内で人事機能や専門人材の知見を共有化するという先進事例の横展開を促す。

④人手不足分野における人材確保支援の強化や副業・兼業のマッチング推進

地方の生活インフラを支える物流、医療・介護、子育て等の分野における人材確保のため、118か所のハローワークに設置している専門窓口の増設を図るとともに、これまで行ってきた、業界連携による就職面接会等の開催、求職者への担当者制による個別相談、窓口相談や事業所へのアウトリーチによる企業への求人条件や求人票の助言指導に一層効果的に取り組む。

ハローワークにおいて、長時間労働とならないための予防対策に関する留意点を十分に周知しつつ、副業・兼業のマッチングを推進するとともに、支援する他の関係機関との連携を図る。

⑤商工会・商工会議所における経営支援体制の強化

小規模企業振興基本計画を踏まえ、商工会・商工会議所の経営指導員等の人件費・事業費の確保やデジタルツールの活用等による支援の質の向上・業務効率化、広域的な支援体制の構築等を進め、小規模事業者の支援体制の充実を図っていく。

3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

336万者の中小企業・小規模事業者のうち、約100万者では経営者の年齢が70歳以上である。こうした経営者の高齢化などを背景に廃業は増加し、その半数以上は黒字企業であるという現状や、若い経営者の企業ほど新商品開発等の新たな取組に積極的であるという傾向を踏まえ、中小企業・小規模事業者の経営者が、自らの意向や経営基盤の状況に基づき、事業承継・M&A等の選択肢も含めて先々の経営判断を計画的に行うことができる事業環境を社会全体として作り上げる観点から、中小企業・小規模事業者の事業承継・M&Aに関する様々な障壁を取り払うための以下の施策から成る「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」を策定し、これに取り組む。

具体的には、M&A後の不安を解消するスキーム等のM&Aの売手側の経営者に対する支援策の強化、M&Aを仲介する機関の登録制度の実効的運用に加え、新たな専門家の資格制度の創設の検討等の経営者から信頼される官民のM&A支援機能の強化、経営能力に優れたM&Aの買手とのマッチングの支援等の取組を進める。

この中で、地域において経営者との継続的な関係の中で経営課題を把握できる立場にある地域金融機関においても、中小企業・小規模事業者の計画的な事業承継・M&Aを積極的に支援するよう促す。

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置）に関し令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

また、労働者の雇用の維持や働く環境の重要性に鑑み、事業承継・M&A時において、労働者の保護に関する法令等へのとった対応を徹底する。

（１）M&A の売手側の経営者に対する支援策の強化

M&A の売手となる中小企業・小規模企業の経営者からすると、従業員の雇用維持や経営者自身の金銭面・生活面に対する不安、自社の事業の評価や信頼できる支援機関が分からないといったことを背景に、そもそも M&A の検討を躊躇（ちゅうちょ）するケースが多い。こうした売手の経営者の課題に寄り添い、中小企業・小規模企業の経営者が M&A を経営の選択肢の一つとできるよう支援策を強化する。

①M&A 後の不安を解消するスキームの普及

雇用維持や経営者保証の解除など売手企業としての重要な条件を遵守しない不適切な買手の問題に対する不安に対処するため、M&A 後に同意事項に反した場合に買戻し又は解除を可能とするスキームの検討・普及を図る。

②経営者の再チャレンジに対する支援の拡充

廃業費用が出せないがゆえに事業を畳むことを決断できないという中小企業・小規模事業者のニーズに応えるため、事業承継・M&A 補助金を活用して廃業・再チャレンジの支援を強化する。

③中小企業・小規模事業者の M&A 市場における取引相場の醸成

中小企業・小規模事業者の M&A における取引実績が可視化されておらず、自社の譲渡価格の相場の把握が困難な状況であることを踏まえ、M&A 支援機関登録制度を通じて M&A の取引データを集計し個者を特定できない形で公開することにより、譲渡価格の相場観の醸成につなげる。

④全国各地での事業承継・M&A キャラバン（仮称）の実施

将来の経営に漠然とした不安を抱えつつ、自社の具体的な経営課題として事業承継・M&A にどのように取り組んでよいか分からない経営者に対して気付きの機会を提供するため、商工会・商工会議所等の支援機関や税理士・中小企業診断士・弁護士等の専門家が、事業承継・引継ぎ支援センターに経営者を紹介することに対するインセンティブを検討する。

また、事業承継・M&A の意向を有する中小企業・小規模事業者向けに、全国各地でのシンポジウム等を実施することで、成功事例の共有を図る。

⑤実質的な財務状況の把握の促進

自らの事業に価値があるのか分からないといった声に対応するため、希望する中小企業・小規模事業者に対して税理士・会計士等による、個人資産と事業資産の分別、事業自体が持っている稼ぐ力の数値化を集中的に実施し、事業価値の可視化を図るとともに、必要に応じて適切な支援機関（事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等）への橋渡しを促進する。

⑥事業承継・引継ぎ支援センターの周知・広報

公的相談窓口として全国 47 都道府県に設置されている中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターについて、中小企業・小規模事業者の経営者への認知度を更に高めていくため、地方での広報活動を集中的に実施する。

(2) 経営者から信頼される官民の M&A 支援機能の強化

経営者からするとふだんの経営に関わりのない民間の M&A アドバイザーの専門知識や倫理観を信用しきれないという課題に対処するとともに、公的な総合窓口である中小企業庁の事業承継・引継ぎ支援センターの体制を強化する。

①M&A アドバイザー個人の質・倫理観の向上

M&A の実施に当たっては、財務、税務、法務等の専門支援が総合的に求められる一方で、M&A アドバイザーの専門知識には大きなバラつきがあることや、業界全体での規律の浸透を図るためには組織レベルでの規律に加えて M&A アドバイザー個人レベルでの規律浸透が求められることから、新たな資格制度を検討し、支援人材の育成を図る。

②事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化

事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、今後見込まれる事業承継ニーズや将来に向けた支援人材の育成にも対応する観点から、金融機関や地域の税理士・会計士等の人材の活用などにより事業承継・引継ぎ支援センターの支援体制を強化する。

また、同センターによる都道府県のエリアを越えた M&A のマッチングを促進する。

(3) 経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング等の支援

一般的に経営者の年齢が若い企業ほど新たな取組に積極的で、事業承継を実施した企業は、承継後に成長を加速させる傾向にある。M&A 後の事業の成長加速の観点から、経営能力に優れた M&A の買手とのマッチング、成長を志向する中堅・中小企業の連続 M&A、計画的な事業統合（PMI（Post Merger Integration））を推進する。

①経営能力のある経営者へのマッチング支援

有望な事業を引き継ぎたい個人と優秀な経営者を迎えたい中小企業とのマッチングを進めるため、後継者となる個人が M&A を行う場合の買収資金を供給するサーチファンド及び収益性が低く投資資金が集まりにくい小型案件を扱う事業承継ファンドに対する資金供給を後押しする。

②計画的な PMI の推進

円滑な M&A のためには M&A 前後の事業統合（PMI）が計画的に実施される必要があることから、中小企業・小規模事業者に対する PMI の重要性を事業承継・引継ぎ支援センターや地域金融機関を通じて周知するとともに、事業承継・M&A 補助金等の予算措置を活用して効果的な PMI を促していく。

(4) 地域金融機関による事業継続に向けたコンサルティングの促進

中小企業・小規模事業者にとって、身近で信頼できる経営の相談先として地銀・信金・信組等の地域金融機関が果たすべき役割は大きい。昨年、金融庁では、金融機関が顧客企業に提案するソリューションの一例として、PMI を含む M&A 支援について監督指針に規定したところであるが、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の持続可能性を支える観点から、金融機関が、顧客企業との継続的な関係の中で、経営者の状況も踏まえつつ事業承継・M&A を含む事業継続のためのプランが検討されているかについても確認するよう改めて促していく。

(5) 事業承継税制等の検討

相続税・贈与税の100%を猶予する事業承継税制（特例措置（措置の適用に必要となる特例承継計画の提出期限が2026年3月に到来、対象となる相続・贈与の期限が2027年12月に到来））に関し、令和7年度与党税制改正大綱において「事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する」と記載されていることに鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進める。

「アトツギ甲子園」や後継者育成プログラムの提供などを通じ、事業を承継する後継者の経営能力の育成を図る。

（６）経営者保証に依存しない融資の促進と事業承継の際の解除の促進

新規の債務については、「経営者保証に関するガイドライン」において、金融機関は、①法人と経営者の一体性の解消、②法人のみの資産・収益力で借入を返済できる財務状況、③金融機関への適切な情報開示、という３要件が満たされる場合には、経営者保証を求めない可能性を検討することが定められており、金融庁の監督指針においても、金融機関に対し、同ガイドラインに沿った対応及びそのための体制整備が規定されている。こうした取組により、経営者保証を付した融資の割合は徐々に減少しているものの、民間金融機関の新規融資のうち５割で経営者保証が付いている状況に鑑み、中小企業庁、金融庁、財務省とで連携し、上記３要件を満たす経営を中小企業・小規模事業者の経営者に対して推進し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を進めていく。

既存の債務については、経営者保証が残っている場合も多く、M&A や事業承継の支障となるという指摘もある。こうした状況に対応するため、昨年、金融庁において、事業承継・M&A の際に、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証の解除の可能性を検討するよう、監督指針の改訂が行われたところであるが、全ての金融機関において改訂監督指針の趣旨に沿った対応が徹底されるよう、中小企業庁と金融庁が連携して取り組んでいく。

4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善

それぞれの地域で、労働者個人が、自らの意思に基づき、活躍できることが重要である。そのため、あらゆる労働者が、生成AI等のデジタル技術の台頭も踏まえた今後の産業と労働市場の見通しやその中での働き方の選択肢に関する十分な情報を得つつ生涯を通じて自ら働き方を選択でき、リ・スキリングなどによる能力向上や仕事について行った努力が、確実に賃金向上という形で報われるという社会の実現のために、良質な雇用の提供や、地域で活躍する多様な人材の活躍を推進するための環境整備を進める。また、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催する。

（１）アドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成

社会の様々な機能を現場で支えるエッセンシャルワーカーについては人手不足がより一層深刻化し、サービスの持続性自体が課題となってきた。

人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む。）、介護業、観光業、飲食業等）で、デジタル技術の活用を含めて、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要である。そのため、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進めるべく、業所管省庁から、業界団体等を通じて同制度の積極的な活用に向けた働き掛けを強化し、そうした業種における現場

人材の育成につなげる。あわせて、建設キャリアアップシステムなどを参考に、業界団体等と連携し、技術・技能や経験を客観的に評価し、処遇につなげる仕組みの導入を促進する取組を進め、能力・経験に応じた処遇改善につなげていく。

Ⅵ. 3に記載の「産業人材育成プラン」を策定し、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー（デジタル技術等も活用して現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー）の育成に取り組む。

（２）ＡＩ等の技術の進展に応じた幅広い労働者のリ・スキリング

生成ＡＩが人間の業務を自動化・代替することで、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性がある。こうした環境変化や技術トレンドも踏まえ、非正規雇用で働く者を含む幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。

保育や介護などの分野を含め一定の資格や実務経験を持つ人材が現場のデジタル化に必要なスキルを学ぶ場合等においては、既存資格や実務経験に付加する事項を学ぶものである点を踏まえ、受講期間が比較的短いリ・スキリングについても、現在の支援事業の成果をいかし、支援策を強化する。

2022年度から2026年度末までの230万人のデジタル人材の育成（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」で設定）に向けた取組について技術トレンドも踏まえた支援を着実に推進する。そのためにも、関係省庁等のＡＩ・データの専門家を含むデジタル人材育成の取組について、その進捗確認及び横串を通じた推進に加え、必要に応じて新たな人材育成策を講じることで、政府全体でデジタル人材育成を機能させる体制を確保し、その取組を効果的に加速する。また、個人が継続的な学びと目的を持ったキャリア形成を行うことができるよう、個人のデジタルスキルの情報の蓄積・可視化や証明を可能とするデジタル基盤の整備を進めるとともに、スキルごとのトレンド等を企業側、研修事業者も含め市場全体で利用できるための環境整備を行う。

職業訓練等の機会が少ない非正規雇用労働者等が、離職することなく、働きながら学ぶことで、より待遇の高い仕事に挑戦できるよう、オンライン訓練の地域偏在を踏まえて、国及び地方の適切な役割分担に留意しつつ、都道府県による委託訓練に加えて、高齢・障害・求職者雇用支援機構を通じたオンライン訓練の全国展開を行う。

労働者が、キャリアコンサルタント等の継続的な支援を受けつつ、労働市場に関する情報等を活用して、自律的にキャリアを考え、スキルアップやより高度な職務に挑戦できる環境の整備を進める。

加えて、2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機として、関係省庁や業界団体、技能士等とも連携しつつ、中学・高校生の段階から若年層に対する技能尊重の機運醸成を図るとともに、技能労働者のスキル向上に向けた支援策を強化する。

（３）社内外のスキル・賃金水準の可視化と効果的な情報提供

労働者個人が社内外の職種の需給動向やリ・スキリングして身に付けるべきスキル・賃金水準を具体的に把握できるよう、官民の求人・求職・キャリアアップ情報を共有化し、キャリアコンサルタントや求職者等に分かりやすく発信する取組を加速する。まず、昨年度から着手した厚生労働省の求人情報の収集・分析事業について、その対象地域・職種を拡大するとともに、経験や資格の有無と賃金との関係を分析し、これらの結果を、職業情報提供サイト（job tag）等を通じて発信する。

厚生労働省が運営する職場情報総合サイト（しょくばらぼ）、職業情報提供サイト（job tag）の内容の充実と利便性向上を図るとともに、こうした情報提供サイトにば

らばらに掲載されている情報に労働者個人がワンストップでアクセスできるプラットフォームを構築する。

こうしたプラットフォームを通じ、企業規模にかかわらず、経験者採用が普通の選択肢となるための労働市場の整備にも努める。

（４）医療・介護・保育・福祉等の現場での公定価格の引上げ

全国の医療、介護、障害福祉分野など医療・福祉の現場では、有業者のおよそ７人に１人である 900 万人の方々が働いており、地域を支える一大産業となっている。

他方、こうした分野で働く方々の処遇については公的に価格が定まっており、近年の物価高騰や賃金上昇の中で、他産業のようにコストの増加分を価格に転嫁することができない。賃上げで先行する他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、他産業と比較して有効求人倍率が高くなっている状況にある。今後、高齢者の増加と生産年齢人口の減少が進む中で、将来にわたって必要なサービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。

公定価格の分野においても、医療・介護・障害福祉等における賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、令和 7 年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

未来を担う子供たちの命と育成を支える重要な役割を果たす保育士・幼稚園教諭等の方々の処遇改善は極めて重要である。しかしながら、保育士・幼稚園教諭等の処遇は全産業平均と比べ低い状況に置かれている。平成 25 年度以降、累計で約 34% の処遇の改善を図ってきているが、引き続き、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善について目標として掲げた他職種と遜色ない処遇の実現に向けて、「こども未来戦略」に基づき、更なる処遇改善を進めていく。

介護、障害福祉、保育における令和 6 年人事院勧告を踏まえた地域区分への対応については、隣接した市町村等との級地格差による人材確保への影響も踏まえ、早急に検討を行い、次期報酬改定までに必要な見直しを実施する。

5. 最低賃金の引上げ

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&A に関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たったの参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べ

て、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(略)

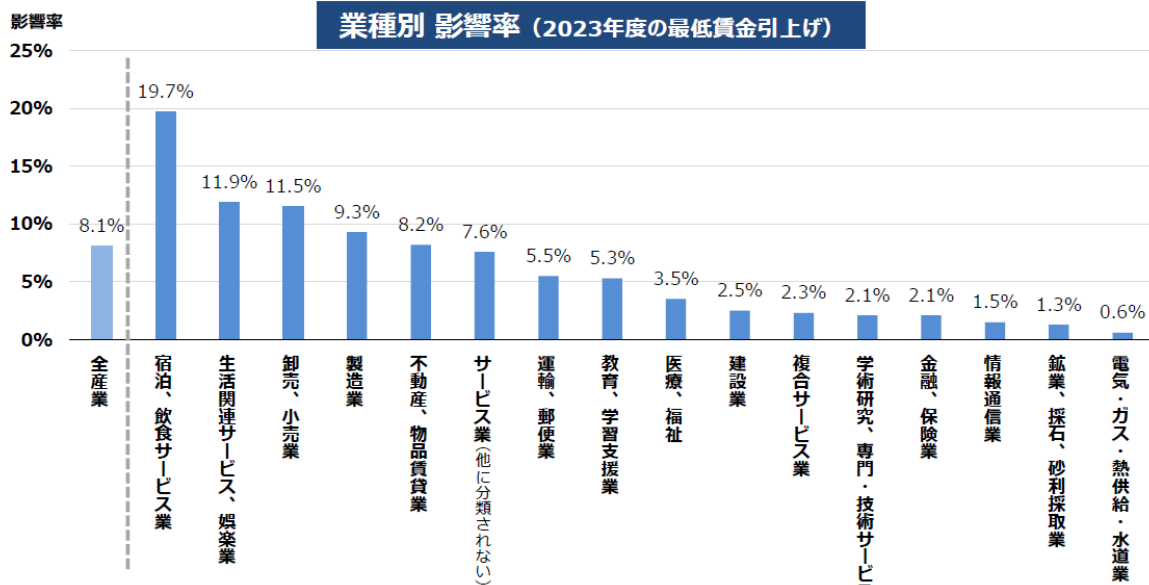
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 基礎資料

<関係部分抜粋>

(略)

業種別 最低賃金の影響率

- 2023年度の最低賃金引き上げの影響率（賃金を引き上げなければ、その年の引き上げ後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合）は全国平均で8.1%（大企業を含む全企業規模での平均）。
- 宿泊・飲食業（19.7%）、生活関連・娯楽業（11.9%）、卸売・小売業（11.5%）が大きい。



(注) 2023年度の地域別最低賃金額（全国加重平均1,004円）を下回る労働者数の割合。
 (出所) 厚生労働省「人手不足の状況、最低賃金の影響、生産性向上等の支援策について」（2025年1月17日）を基に作成。

(略)

海外の最低賃金における指標

- EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。

EU指令（「適正な最低賃金に関する指令」）

※ 2022年10月制定、同年11月施行。

4. Member States shall use indicative reference values to guide their assessment of adequacy of statutory minimum wages. To that end, they may use indicative reference values commonly used at international level such as 60% of the gross median wage and 50% of the gross average wage, and/or indicative reference values used at national level.

4. 加盟国は、法定最低賃金の適正性を評価するための指標として、指標的な参照値を使用しなければならない。そのため、加盟国は、国際的に一般的に使用されている指標的参照値、例えば、賃金の中央値の60%や賃金の平均値の50%、及び/又は、国内レベルで使用されている指標的参考値を使用することができる。

(略)

経済財政運営と改革の基本方針 2025 (令和7年6月13日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

1. 日本経済を取り巻く環境と目指す道

世界に安定と繁栄をもたらしてきた国際秩序は、現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている。

政府は、いかなる状況下にあっても、国益を守り抜く。そのため、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化すると同時に、パワーポリティクスの下で新たな国際秩序が形成されることにも備える。そして、世界の安定と繁栄に貢献しながら、我が国経済社会の持続性を確保していく。

厳しさを増しているのは国際環境だけではない。国内では、例えば、頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している。

本格的な人口減少を見据えた経済・財政・社会保障制度の持続可能性の確保など、これまで指摘されながら、必ずしも十分に進んでいない構造改革への取組。人口減少下にあっても、経済のパイを縮小させないためのイノベーションや生産性の向上、そして、その前提となる質の高い雇用の確保。我が国を取り巻く国際秩序が大きく変化する中にあっても、官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、「新しい資本主義」の実現にほかならない。

「新しい資本主義」の実現に向けた取組によって、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが2年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」を実現することを目指す。そのための経済財政運営と改革の基本方針が、本方針である。

2. 当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現

米国による一連の関税措置及びその後の対抗措置の応酬は、これまで国際社会が培ってきた自由で開かれた貿易・投資体制をゆるがせにするものとして、我が国からの輸出を減少させるだけでなく、家計や企業のマインドの慎重化を通じて消費や投資を下押しするおそれがあり、我が国経済全体を下振れさせるリスクとなっている。また、足元では、食料品を中心とする物価高が継続し、家計や企業は、依然として厳しい状況に置かれている。

まずは、これらのリスクへの備え・対応に万全を期す。

戦後国際社会が築き上げてきた自由貿易体制の恩恵を受ける我が国としては、米国に対して措置の見直しを強く求めつつ、日米が共に成長するための協力関係を力強く推し進めるため、粘り強く協議を続ける。同時に、関税措置による国内産業・経済への影響を想定し、資金繰り対策など、必要な支援を行うだけでなく、あらゆる事態を想定して万全の措置を講ずる。また、国内投資の拡大やサプライチェーンの強靱化、対日直接投資の促進、円滑な労働

移動等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する。

足元の物価高については、その動向が家計や事業活動に与える影響に細心の注意を払いつつ、令和6年度補正予算や令和7年度予算に盛り込んだ施策に加え、物価や国民生活の状況に応じて、政府備蓄米の売渡し、燃料油価格の定額引下げ、電気・ガス料金支援を追加しており、あらゆる政策を総動員して、国民生活・事業活動を守り抜く。

我が国経済は、これらのリスクに直面する一方で、現在、名目GDPは600兆円を超え、賃金も2年連続で5%を上回る賃上げ率の実現するなど、成長と分配の好循環が動き始めている。コストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、成長型経済への移行を確実なものとするため、当面のリスクへの備え・対応に万全を期すとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化する。

「賃上げこそが成長戦略の要」である。持続的・安定的な物価上昇の下、日本経済全体で1%程度の実質賃金上昇を定着させ、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、賃上げ支援の施策を総動員する。最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標に向かってたゆまぬ努力を続ける。将来における賃金・所得の増加にも取り組む。企業の稼ぐ力を継続的に高めるため、GX・DX、スタートアップ、経済安全保障等の分野において、官と民が連携した投資が行われる「投資立国」の取組を進める。貯蓄から投資への流れを確実なものとし、中長期の視点から国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の取組を進める。

「地方創生2.0」は、「新しい日本・楽しい日本」を実現するための政策の核心である。「令和の日本列島改造」としてこれを進め、「若者や女性にも選ばれる地方」を実現する取組等を通じて、日本全体の活力を取り戻す。

国民の安心・安全を確保することは、成長型経済への移行の礎となる。東日本大震災や令和6年能登半島地震を始めとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災・国土強靱化、外交・安全保障環境の変化への対応、犯罪対策の強化等に取り組む。

減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。その

ために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現することを目指す。

政府は、引き続き、日本銀行と密接に連携し、経済・物価動向に応じた機動的なマクロ経済政策運営を行う。政府は、競争力と成長力強化のための構造改革に取り組むとともに、持続可能な財政構造を確立するための取組を推進する。日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

経済財政諮問会議においては、今後とも、経済・財政の状況、金融政策を含むマクロ経済政策運営、外的環境の変化に対する耐性が強い経済構造への変革に向けた取組等について、定期的に検証する。

3. 人口減少下における持続可能な経済社会の構築

我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、2割以上が減少する。こうした中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムを中長期的に持続可能なシステムへと転換することが求められる。

経済・財政・社会保障の持続可能性を確保するためには、生産年齢人口の減少が本格化す

る中にあっても、中長期的に実質1%を安定的に上回る成長を確保する必要がある。その上で、それよりも更に高い成長の実現を目指す。こうした経済においては、2%の物価安定目標を実現する下で、2040年頃に名目GDP1,000兆円程度の経済が視野に入る。

人口減少が本格化する2030年代以降も、こうした成長を実現するとともに、医療・介護給付費対GDP比の上昇基調に対する改革に取り組み、PBの一定の黒字幅を確保していくことができれば、長期的な経済・財政・社会保障の持続可能性が確保される。

こうしたビジョンの下、骨太方針2024で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、経済あつての財政との考え方の下、潜在成長率の引上げに重点を置いた政策運営を行うとともに、歳出・歳入両面の改革を継続する。人口減少下にある我が国においては、限られたリソースからより一層高い政策効果を生み出すことが必要となる。全世代型社会保障の構築、少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生・研究活動の活性化、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化など、経済・財政一体改革の取組を進める。

国際秩序が根幹から揺らぎかねない不確実な時代にあつて、我が国が世界の中で重要な地位を担い続けるためには、財政が国民経済の中長期的な発展を支える役割を十分に果たすことで成長を実現し、賃金や所得が拡大する中で成長と分配の好循環が実現し生活が豊かになる、活力ある経済社会を築いていく。

(略)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたりテラシーの向上等に取り組む。

生産性向上については、飲食業、宿泊業、小売業等の12業種で策定した「省力化投資促進プラン」に基づく官民での取組の目標を達成するため、2029年度までの集中的な取組として、デジタル支援ツールを活用したサポート、全国的な伴走型支援、複数年にわたる生産性向上支援を通じて、2029年度までの5年間でおおむね60兆円の生産性向上投資を官民で実現する。地域の経営人材を確保するため、「週一副社長」の普及、マッチング支援の強化、副業・兼業の促進に取り組む。

事業承継・M&Aについては、「事業承継・M&Aに関する新たな施策パッケージ」に基づき、支援機関による売手側のニーズの掘り起こしの強化、事業承継・引継ぎ支援センターの体制強化等に取り組む。事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。

地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人材確保に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする処遇改善を進める。

この他、(2)に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として、加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

1990年代のバブル崩壊以降、経済全体が力強さを欠く中で、企業はコストカットを迫られ、既存の雇用を維持しつつ人件費を抑制し、また、非正規雇用労働を採用した結果、労働生産性の変化が的確に反映されず、賃金全体が伸び悩んだ。人手不足の深刻化が見込まれる中、成長型経済への移行を確実なものとするためには、労働者一人一人の雇用の質・労働生産性を向上させるとともに、労働市場の流動性を高め、我が国経済全体の生産性向上と持続

的な賃上げにつなげていくことが求められる。

（三位一体の労働市場改革）

生成ＡＩが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援に取り組む。具体的には、ＡＩを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。産学協働によるリ・スキリングプログラムについて、毎年約 3,000 人が修得できるよう、提供拠点・プログラムを拡充する。2028 年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。「ジョブ型人事指針」を周知するとともに、「人的資本可視化指針」の見直し、有価証券報告書の人的資本に関する情報開示の充実を進める。労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。ハローワークの体制強化やＡＩの活用を進め、在職者を含めたキャリアサポートを強化する。

生産性の高い成長産業・企業への労働移動の円滑化及び多様で柔軟な働き方の推進を通じた労働参加率の向上による就業構造改革を経済・産業構造改革と一体で進める。

（多様で柔軟な働き方の推進）

短時間正社員を始めとする多様な正社員制度、勤務間インターバル制度の導入促進、選択的週休 3 日制の普及、仕事と育児・介護の両立支援、全ての就労困難者 22 に届く就労支援に取り組む。

いわゆる「年収 130 万円の壁」を意識せず働くことができるよう、2025 年度中に、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を実施する。

働き方改革関連法施行後 5 年の総点検を行い、働き方の実態及びニーズを踏まえた労働基準法制の見直しについて、検討を行う。

国家公務員について、優秀な人材の獲得及び定着のため、民間の人材獲得に向けた取組を踏まえ、働く時間や場所の柔軟化、人材マネジメントの強化、採用プロセスの弾力化、処遇の改善を進める。

（個別業種における賃上げに向けた取組）

建設業や自動車運送業の賃上げに向け、労務費の基準の設定及び実効性確保、建設キャリアアップシステムの利用拡大、賃上げに対応した運賃設定や荷主への是正指導の強化等を通じ、処遇改善や取引適正化を推進する。警備業やビルメンテナンス業の賃上げに向け、官公需におけるリスクや重要度に応じた割増加算を含め、適切な単価設定や分離発注の徹底により、労務費の価格転嫁を進める。

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025 年末までに結論が得られるよう検討する。

（中堅・中小企業による賃上げの後押し）

事業者の定期的な情報提供を促す仕組みを検討するとともに、地域金融機関・信用保証協会の IT 化を進め、予兆管理を強化する。政府系金融機関、中小企業基盤整備機構又は中小企業活性化協議会の支援を通じ、再生支援が必要な企業のロールアップを促進する。事業者

選択型経営者保証非提供制度の活用状況をフォローアップし、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」に基づく取組を進める。

地域経済への波及効果が大きい重点支援企業を選定し、地域ごとの支援体制を整備する。中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。海外展開を担える高度人材の受入れ、家族経営形態のガバナンスの強化を促進する。100億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。

地域の社会課題解決の担い手となるローカル・ゼブラ企業の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を進める。地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」を支援する。

中小企業・小規模事業者の人材管理を含めた経営に対する支援の体制・機能を強化する。企業の情報・支援ニーズを集約した、中小企業と支援機関とのマッチングに係る基盤（セカマチ）の機能を拡充する。「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、経営力向上のための商工会・商工会議所による支援を行う。独立行政法人工業所有権情報・研修館の機能の地方展開に取り組む。

（略）

第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M&Aを後押しするなど、施策を総動員する。

このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和6年度補正予算並びに令和7年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に執行する。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行うことにより、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

（略）

令和7年 春季賃上げ要求・妥結状況調査(第2回集計)

令和7年5月末現在

産業労働部労働政策課

1 企業規模別

区 分		要 求				妥 結					
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	平均年齢
計	(合 算)	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	34	18,273	18,123	100.8	17,302	16,954	325,389	102.1	5.32	39.1
	(ベ ア の み)	13	14,738	12,343	119.4	12,942	14,192	340,539	91.2	3.80	39.6
300人未満	(合 算)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	15	14,081	11,271	124.9	12,070	10,413	260,824	115.9	4.63	38.7
	(ベ ア の み)	6	17,721	18,717	94.7	11,961	13,023	287,733	91.8	4.16	39.5
300人以上	(合 算)	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(定 昇 込 み)	19	18,802	18,988	99.0	17,961	17,779	333,530	101.0	5.39	39.2
	(ベ ア の み)	7	14,532	12,159	119.5	13,010	14,273	344,197	91.2	3.78	39.6

(注) 1. 組合員数による加重平均で集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

2 地域別

区 分		要 求				妥 結					調査対象組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定 昇 込 み)	34	18,273	18,123	100.8	17,302	16,954	325,389	102.1	5.32	188
	(ベ ア の み)	13	14,738	12,584	117.1	12,942	14,192	340,539	91.2	3.80	
岩 国	(定 昇 込 み)	6	9,704	8,275	117.3	7,598	7,477	276,103	101.6	2.75	19
	(ベ ア の み)	4	13,980	13,000	107.5	11,480	14,350	330,771	80.0	3.47	
柳 井	(定 昇 込 み)	2	15,129	11,849	127.7	10,811	6,393	274,414	169.1	3.94	7
	(ベ ア の み)	1	X	X	X	X	X	X	X	X	
周 南	(定 昇 込 み)	6	21,463	18,979	113.1	20,698	18,464	319,236	112.1	6.48	37
	(ベ ア の み)	2	17,867	14,888	120	15,933	14,888	345,936	107	4.61	
防 山 口 府	(定 昇 込 み)	8	17,090	15,500	110.3	16,601	14,542	319,995	114.2	5.19	42
	(ベ ア の み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	
小 宇 野 部 田	(定 昇 込 み)	5	17,781	17,177	103.5	16,573	17,947	313,538	92.3	5.29	40
	(ベ ア の み)	4	15,236	12,761	119.4	14,629	12,040	355,070	121.5	4.12	
下 関	(定 昇 込 み)	7	20,324	28,054	72.4	18,434	24,296	373,188	75.9	4.94	42
	(ベ ア の み)	2	14,739	11,304	130.4	12,304	17,235	334,348	71.4	3.68	
萩・長門	(定 昇 込 み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	(ベ ア の み)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 組合員数による加重平均で集計

3 産業別

区 分		要 求				妥 結					調査対象 組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	賃上げ率	
産 業 計		34	18,273	18,123	100.8	34	17,302	16,954	102.1	5.32	188
製 造 業 計		22	19,317	19,349	99.8	22	18,562	18,669	99.4	5.50	99
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	0	-	-	-	0	-	-	-	-	6
	織 維 工 業	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	1	X	X	X	1	X	X	X	X	5
	化 学 工 業	2	21,552	19,943	108.1	2	21,029	19,943	105.4	6.28	26
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	1	X	X	X	1	X	X	X	X	4
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	窯 業 ・ 土 石 製 品	2	12,689	9,107	139.3	2	7,914	7,654	103.4	3.09	8
	鉄 鋼 業	4	20,686	23,462	88.2	4	17,280	17,313	99.8	5.68	11
	非 鉄 金 属	1	X	X	X	1	X	X	X	X	2
	金 属 製 品	3	18,588	14,996	124.0	3	14,512	10,755	134.9	5.77	6
	一 般 機 械 器 具	2	17,877	15,405	116.0	2	13,116	15,405	85.1	5.09	9
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	2	12,439	11,099	112.1	2	9,296	8,966	103.7	3.22	7
	輸 送 用 機 械 器 具	2	18,391	17,044	107.9	2	18,391	17,044	107.9	5.37	11
	そ の 他	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0
建 設 業		2	11,457	10,486	109.3	2	16,604	10,962	151.5	5.37	3
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	2
情 報 通 信 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	2
運 輸 業 ・ 郵 便 業		7	13,206	12,065	109.5	7	9,787	7,818	125.2	3.70	27
卸 売 業 ・ 小 売 業		2	15,368	14,778	104.0	2	13,022	10,908	119.4	5.02	25
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	4
学 術 研 究 ・ 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	1
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業		1	X	X	X	1	X	X	X	X	1
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	1
教 育 ・ 学 術 研 究 ・ 医 療 ・ 福 祉		0	-	-	-	0	-	-	-	-	14
複 合 サ ー ビ ス 事 業 ・ サ ー ビ ス 業		0	-	-	-	0	-	-	-	-	9

(注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計

2. 前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算

4 金額階層別妥結状況

区 分	計	300人未満	300人以上	前年
1,000 円未満	1	1	0	2
1,000 ～ 1,999 円	0	0	0	0
2,000 ～ 2,999 円	1	0	1	2
3,000 ～ 3,999 円	1	0	1	1
4,000 ～ 4,999 円	0	0	0	3
5,000 ～ 5,999 円	0	0	0	1
6,000 ～ 6,999 円	2	2	0	4
7,000 ～ 7,999 円	2	1	1	1
8,000 ～ 8,999 円	0	0	0	4
9,000 ～ 9,999 円	2	0	2	6
10,000 円以上	25	11	14	48
その他	0	0	0	0
計	34	15	19	72

(注) その他は具体的な妥結額が不明の組合

定昇込みで交渉している組合のみを集計

5 妥結時期等

区 分	計	300人未満	300人以上	累計	妥結 率	前年 累計
2 月 末 ま で	0	0	0	0	0.0	0
3 月 1 ～ 1 0 日	4	1	3	4	2.1	3
3 月 1 1 ～ 2 0 日	7	3	4	11	5.9	23
3 月 2 1 ～ 3 1 日	9	5	4	20	10.6	38
4 月 1 ～ 1 0 日	5	1	4	25	13.3	49
4 月 1 1 ～ 2 0 日	2	0	2	27	14.4	58
4 月 2 1 ～ 3 0 日	2	2	0	29	15.4	61
5 月 1 ～ 1 0 日	1	1	0	30	16.0	64
5 月 1 1 ～ 2 0 日	4	2	2	34	18.1	66
5 月 2 1 ～ 3 1 日	0	0	0	34	18.1	69
6 月 1 ～ 1 0 日	0			34	18.1	72
6 月 1 1 ～ 2 0 日	0			34	18.1	72
6 月 2 1 ～ 3 0 日	0			34	18.1	72
7 月 1 ～ 1 0 日	0			34	18.1	72
	34	15	19	34	18.1	72

2025春季生活闘争 賃金改善回答集計

1. 企業規模別 (単位：円、%)

企業規模	基準賃金	回答			24年回答額
		組合数	25年回答額	賃上げ率	
計	313,896円 (285,361円)	134	15,955円 (13,835円)	5.08% (4.85%)	15,546円
300人未満	262,529円	42	12,587円	4.79%	10,839円
300～999人	273,166円	34	13,019円	4.77%	11,556円
1,000人以上	324,058円	58	16,659円	5.14%	16,539円

(注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。()内は組合数による単純平均。

2. 産業別 (単位：円、%)

区分		基準賃金	回答			24年回答額
			組合数	25年回答額	賃上げ率	
産 業 計		313,896円	134	15,955円	5.08%	15,546円
製 造 業 計		323,609円	81	16,974円	5.25%	17,467円
製造業	食 料 品 ・ た ば こ	315,565円	1	8,819円	2.79%	***
	織 維 工 業	287,767円	2	18,929円	6.58%	17,797円
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	251,716円	2	10,194円	4.05%	6,769円
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	309,675円	4	14,134円	4.56%	10,315円
	化 学 工 業	354,768円	15	16,474円	4.64%	17,752円
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	341,145円	5	17,595円	5.16%	14,887円
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	266,816円	1	13,341円	5.00%	16,791円
	窯 業 ・ 土 石 製 品	297,938円	3	15,345円	5.15%	14,704円
	鉄 鋼 業	308,954円	15	19,034円	6.16%	29,884円
	非 鉄 金 属	335,790円	1	19,375円	5.77%	24,374円
	金 属 製 品	291,076円	3	7,736円	2.66%	13,000円
	一 般 機 械 器 具	264,560円	3	16,791円	6.35%	12,979円
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	326,888円	5	12,011円	3.67%	9,624円
	輸 送 用 機 械 器 具	319,706円	18	17,427円	5.45%	15,487円
	そ の 他 の 製 造 業	249,356円	3	12,258円	4.92%	13,356円
建 設 業		265,074円	6	17,265円	6.51%	12,260円
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		283,067円	5	10,459円	3.70%	11,397円
情 報 通 信 業		421,890円	1	12,000円	2.84%	11,000円
運 輸 業 ・ 郵 便 業		275,555円	17	11,746円	4.26%	11,667円
卸 売 業 ・ 小 売 業		275,315円	8	13,715円	4.98%	13,308円
金 融 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 等		316,892円	2	10,607円	3.35%	14,693円
サ ー ビ ス 業		301,000円	1	13,500円	4.49%	12,400円
そ の 他		316,603円	13	16,589円	5.24%	6,400円

(注) 24年と25年の回答額を集計した組合は必ずしも一致しない。
要求・回答額は定昇込みで集計。
電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業、
その他サービス業には、協同組合等の複合サービス業、教育、学習支援業などの合算

令和7年春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

【連 合】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	昨年同時期
全 体	1.90% 5,506円	1.78% 5,180円	2.07% 6,004円	3.58% 10,560円	5.10% 15,281円	(7月3日公表) 5.25% 16,356円	(7月3日公表) 5.10% 15,281円
300人未満	1.81% 4,464円	1.73% 4,288円	1.96% 4,843円	3.23% 8,021円	4.45% 11,358円	(7月3日公表) 4.65% 12,361円	(7月3日公表) 4.45% 11,358円

【経団連】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	昨年同時期
500人以上	2.12% 7,096円	1.84% 6,124円	2.27% 7,430円	3.99% 13,362円	5.75% 19,835円	(5月22日公表) 5.38% 19,342円	(5月20日公表) 5.58% 19,480円
500人未満	1.70% 4,371円	1.68% 4,376円	1.97% 5,219円	3.00% 8,012円	4.01% 10,712円	(6月20日公表) 4.35% 11,826円	(6月13日公表) 3.92% 10,420円

【厚生労働省】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
主要企業	2.00% 6,286円	1.86% 5,854円	2.20% 6,898円	3.60% 11,245円	5.33% 17,415円	(8月公表予定)

○調査対象

連 合：「全体」は規模計。「300人未満」は全体の内数。

経 団 連：「500人以上」の調査対象は、原則として東証1部上場。

厚生労働省：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のある企業。



BANK OF JAPAN
SHIMONOSEKI BRANCH



日本銀行

2025年7月1日

日本銀行下関支店

〒750-8601

下関市岬之町 7-1

TEL : 083-233-3113

FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2025年7月)

(概況)

県内景気は、緩やかに回復している。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を下回った。個人消費は、着実に持ち直している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。設備投資は、増加している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられる。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、3%台央となった。

企業倒産は、横ばい圏内で推移している。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回って推移している。貸出金利は、前月を上回って推移している。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<u>公共投資</u> は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u> は、前年を下回った。
輸出入	<u>輸出</u> は、前年を下回った。 <u>輸出・輸入</u> は、ともに前年を下回った。
個人消費	<u>個人消費</u> は、着実に持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、 <u>百貨店・スーパー販売額</u> 、 <u>コンビニエンスストア販売額</u> 、 <u>ドラッグストア販売額</u> は、前年を上回った一方、 <u>ホームセンター販売額</u> は、前年を下回った。また、耐久消費財では、 <u>家電大型専門店販売額</u> は、前年を上回った一方、 <u>乗用車新車登録台数</u> は、前年を下回った。
住宅投資	<u>住宅投資</u> は、弱めの動きとなっている。 <u>新設住宅着工戸数</u> は、前年を下回った。
設備投資	<u>設備投資</u> は、増加している。 <u>山口県短観</u> （2025 年 6 月調査）における企業の設備投資をみると、2024 年度実績は増加したほか、2025 年度も増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u> （非居住用）は、前年を上回った。
生産	<u>生産</u> は、持ち直しの動きがみられる。 <u>鉱工業生産指数</u> （4 月）は、前月比低下した。業種別にみると、輸送機械は上昇した一方、化学、汎用・生産用・業務用機械は低下した。
雇用・所得	<u>雇用・所得情勢</u> をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 <u>有効求人倍率</u> は、前月を下回った。 <u>常用労働者数</u> は、前年を下回った一方、 <u>現金給与総額</u> は、前年を上回ったことから、 <u>雇用者所得</u> は、前年を上回った。
物価	<u>消費者物価の前年比</u> は、3 %台半となった。 <u>消費者物価指数</u> （除く生鮮食品）は、前年を上回った。

【企業倒産】

企業倒産	<u>企業倒産</u> は、横ばい圏内で推移している。 件数（7 件）は前年（9 件）を下回ったほか、負債総額（1,197 百万円）も前年（1,446 百万円）を下回った。
------	---

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回って推移している。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、前月を上回って推移している。

以　上

山口県主要金融経済指標（１）

—— p：速報値、r：訂正または改定値
—— 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

（前年比％）

		公共投資	輸出入		個人消費					
		公共工事 請負金額	輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
					(全店)	(既存店)				
24/	4-6 月	43.4	19.0	-22.1	-0.2	-1.3	-1.3	-0.6	6.2	-0.1
	7-9	-29.1	11.1	-28.6	1.6	0.4	0.1	-1.7	4.3	-2.2
	10-12	0.3	4.9	-36.0	1.5	0.3	1.3	-3.7	7.0	-1.1
25/	1-3	18.9	20.4	-17.0	6.5	1.9	0.4	0.5	5.3	3.2
25/	2	-40.9	21.4	-33.1	4.2	-0.2	-2.2	-3.0	0.7	3.2
	3	121.6	12.5	-4.5	9.0	4.3	1.8	-0.1	7.3	2.6
	4	-37.0	-29.1	r -11.4	8.3	3.3	1.5	1.5	r 5.1	-3.4
	5	-60.3	-29.2	p -30.8	p 6.7	p 1.8	p 1.0	p -0.1	p 2.9	p 0.7
資料出所		西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

（前年比％）

		個人消費			住宅投資	設備投資
		乗用車新車 登録台数	うち		新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
			登録車	軽自動車		
24/	4-6 月	-10.4	-7.8	-14.2	-22.8	-34.7
	7-9	-0.6	-1.0	-0.2	-5.6	-43.5
	10-12	-4.8	0.0	-11.4	28.9	3.1
25/	1-3	17.9	14.9	22.4	-25.3	-81.2
25/	2	24.1	15.2	38.0	5.7	-48.7
	3	13.7	15.4	11.1	-35.4	-83.0
	4	8.8	5.6	14.4	48.4	37.5
	5	-0.1	0.0	-0.1	-42.2	178.8
資料出所		中国運輸局			国土交通省	

（前年比％、25年6月調査）

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 (含む土地投資額)	2024年度実績	2025年度計画
全産業	23.0	10.4
製造業	15.8	11.6
非製造業	46.7	7.1
資料出所	日本銀行下関支店	

（注）公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

（季節調整済・前期比％）

		鉱工業指数		
		生産	出荷	在庫
24/	4-6 月	r 0.8	r 2.3	r -0.9
	7-9	r 8.8	r 2.7	r 4.7
	10-12	r -6.9	r -4.1	r -2.1
25/	1-3	-0.5	-1.5	-1.6
25/	2	r -3.5	r 3.3	r -1.9
	3	r -1.7	r -6.9	r 3.1
	4	p -12.1	p -2.9	p 1.5
	5	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所		山口県		

（注）20年基準。

3. 雇用・所得

（前年比％）

		雇用・所得			
		有効求人倍率 (季調済)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
		(倍)			
24/	4-6 月	1.46	2.2	4.4	6.7
	7-9	1.48	2.3	1.6	3.9
	10-12	1.42	1.4	5.0	6.3
25/	1-3	1.44	0.8	3.5	4.3
25/	2	1.45	0.4	3.1	3.5
	3	1.47	1.3	2.9	4.3
	4	1.46	-0.3	3.5	3.2
	5	1.45	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所		厚生労働省	山口県		

（注）1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

山口県主要金融経済指標（２）

4. 物価

（前年比％）

		消費者物価指数 （除く生鮮食品）
		山口市
24/	4-6 月	2.6
	7-9	2.7
	10-12	2.7
25/	1-3	3.6
25/	2	3.2
	3	3.9
	4	3.6
	5	3.5
資料出所		総務省

（注） 消費者物価指数（除く生鮮食品）の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

（前年比％）

		企業倒産		金融				
		件数	負債総額	預金	貸出	貸出約定平均金利（ストックベース）		
		（件）	（百万円）	（末残）	（末残）	総合	短期	長期
						（％）	（％）	（％）
24/	4-6 月	22	1,875	0.2	2.1	1.132	1.694	1.119
	7-9	17	2,741	1.1	1.2	1.145	1.729	1.132
	10-12	13	1,812	1.6	1.1	1.188	1.756	1.175
25/	1-3	15	1,962	2.0	-0.1	1.220	1.821	1.206
25/	2	3	1,192	1.1	1.1	1.201	1.797	1.187
	3	6	370	2.0	-0.1	1.220	1.821	1.206
	4	5	303	2.1	0.4	1.229	1.830	1.217
	5	7	1,197	2.5	0.3	1.258	1.873	1.246
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- （注） 1. 企業倒産（件数、負債総額）の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金（末残）および貸出（同）は、以下の定義による。
 ・ 国内銀行（ゆうちょ銀行を除く）の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・ 銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・ 山口県内に本店を置く国内銀行（県内店舗ベース）および信用金庫（全店ベース）の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・ 貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。

法人企業景気予測調査結果

(令和7年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
1. 景況判断	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇用	7
参考資料	8

令和7年6月12日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 石田
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm>



調査結果は、こちらからも
確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和 7 年 5 月 15 日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金（以下、「資本金」という。）1 千万円以上（電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は 1 億円以上）の県内所在法人

4. 調査対象期間（時点）

- (1) 判断調査 …… 令和 7 年 4 月から 6 月（または 6 月末）の現状（見込み）
令和 7 年 7 月から 9 月（または 9 月末）の見通し
令和 7 年 10 月から 12 月（または 12 月末）の見通し
- (2) 計数調査 …… 令和 6 年度の実績、令和 7 年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対 象 企 業 数	45 社	69 社	25 社	29 社	60 社	114 社
回 答 企 業 数	42 社	64 社	24 社	28 社	54 社	106 社
回 答 率	93.3%	92.8%	96.0%	96.6%	90.0%	93.0%

- （注）・大 企 業：資本金 10 億円以上
・中堅企業：資本金 1 億円以上 10 億円未満
・中小企業：資本金 1 千万円以上 1 億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
(2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

（参考）

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

- （例） 前期と比べて 「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI＝（「上昇」40.0%）－（「下降」30.0%）＝10.0%ポイント（「上昇」超）

- (3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時（令和 7 年 1 月から 3 月期）の予測を指す。

1.景況判断

○ 現状判断

- ・ 現状(令和 7 年 4 月から 6 月期)の景況判断 BSI は▲10.4%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲9.5%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は▲10.9%ポイントと「下降」超幅が拡大している。規模別にみると、大企業は 0.0%ポイントと「上昇」と「下降」が拮抗し、中堅企業は▲7.1%ポイント、中小企業は▲16.7%ポイントと「下降」超幅が拡大している。

○ 先行き見通し

- ・ 翌期(令和 7 年 7 月から 9 月期)は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は「下降」超幅が縮小し、非製造業は「上昇」と「下降」が拮抗する見通しとなっている。規模別にみると、大企業は「上昇」超となり、中堅企業は「上昇」と「下降」が拮抗し、中小企業は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和 7 年 10 月から 12 月期)は「下降」超が続く見通しとなっている。

景況判断 BSI の推移 (原数値)

(BSI : 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区 分		前回(7/1-3)調査時予測		今 回 調 査			
				7/4-6		7-9 見通し	10-12 見通し
		現状判断	7/4-6見通し	現状判断	変化幅		
全 産 業		▲ 11.0	0.9	▲ 10.4	+ 0.6	▲ 0.9	▲ 0.9
業 種	製 造 業	▲ 16.3	0.0	▲ 9.5	+ 6.8	▲ 2.4	▲ 2.4
	非 製 造 業	▲ 7.6	1.5	▲ 10.9	▲ 3.3	0.0	0.0
規 模	大 企 業	▲ 11.1	7.4	0.0	+ 11.1	4.2	0.0
	中 堅 企 業	▲ 3.3	10.0	▲ 7.1	▲ 3.8	0.0	▲ 3.6
	中 小 企 業	▲ 15.4	▲ 7.7	▲ 16.7	▲ 1.3	▲ 3.7	0.0

(参考)寄与の大きい業種

		業種名
製造業	上昇	金属製品
		化学
	下降	窯業・土石
		その他製造
非製造業	上昇	宿泊・飲食サービス
		職業紹介・労働者派遣
	下降	建設
		情報通信

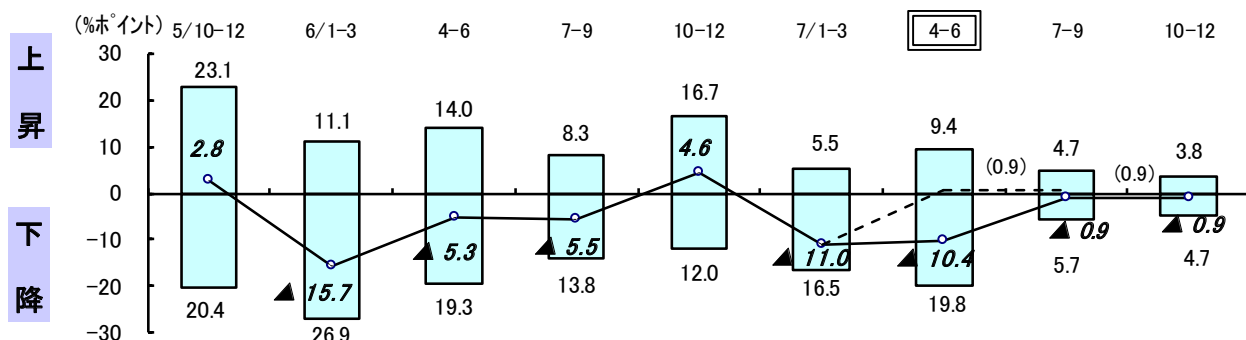
景況判断 BSI の推移（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」－「下降」社数構成比）

【全産業】

点線及び()は前回〔令和 7 年 1 月から 3 月期〕調査時予測

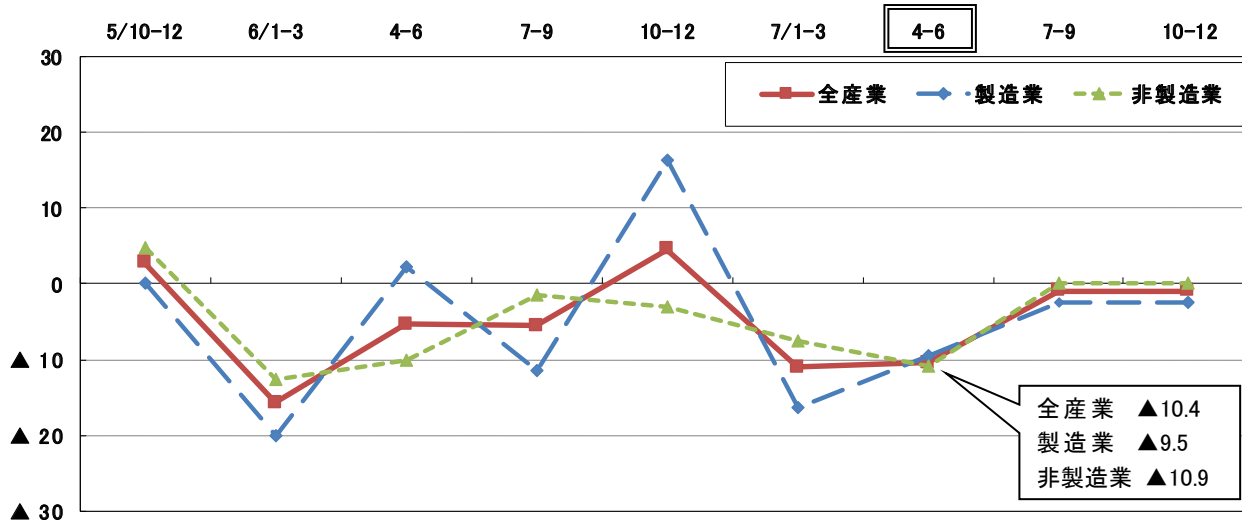
現状判断←| |→見通し



(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイント表記した計数の差と一致しない場合がある。

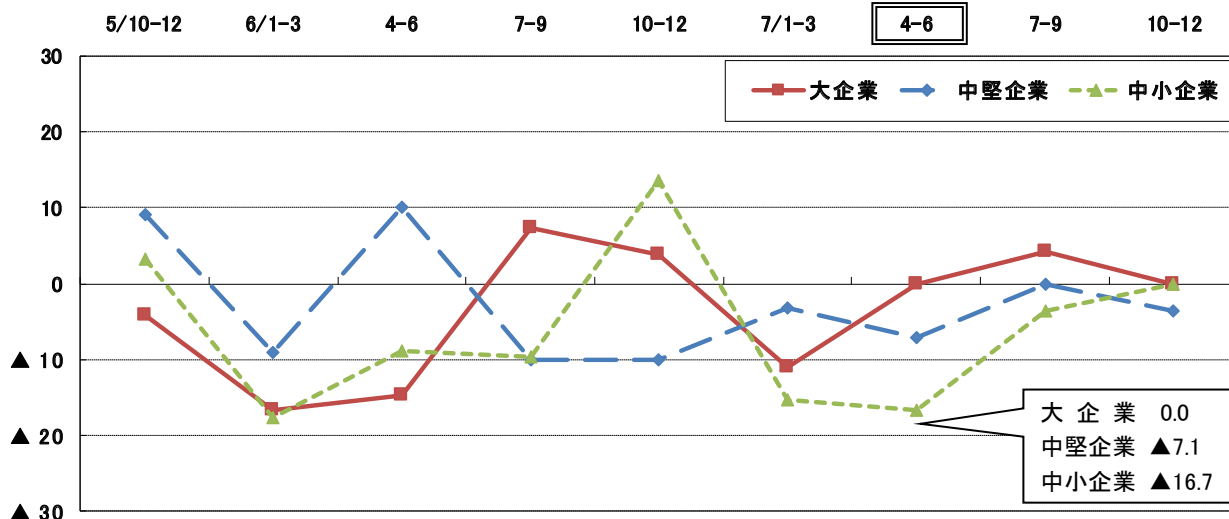
【業種別】

現状判断←| |→見通し



【規模別】

現状判断←| |→見通し



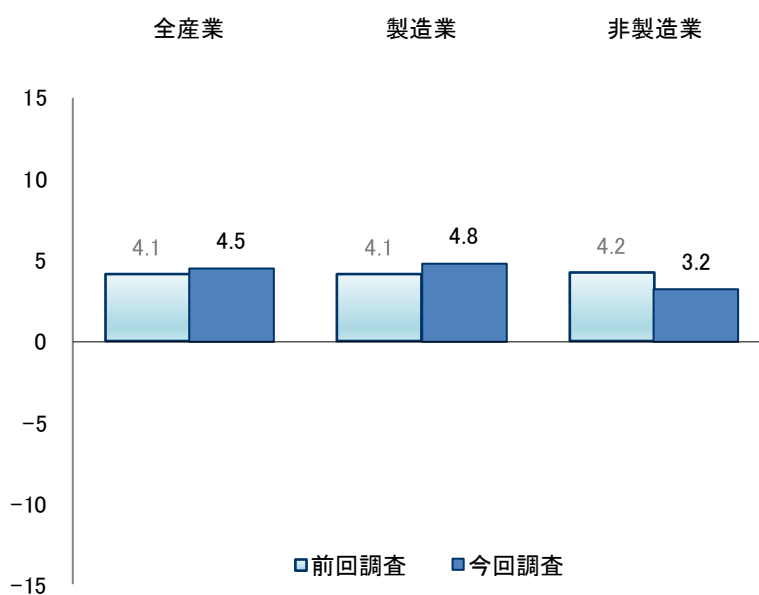
2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 76 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

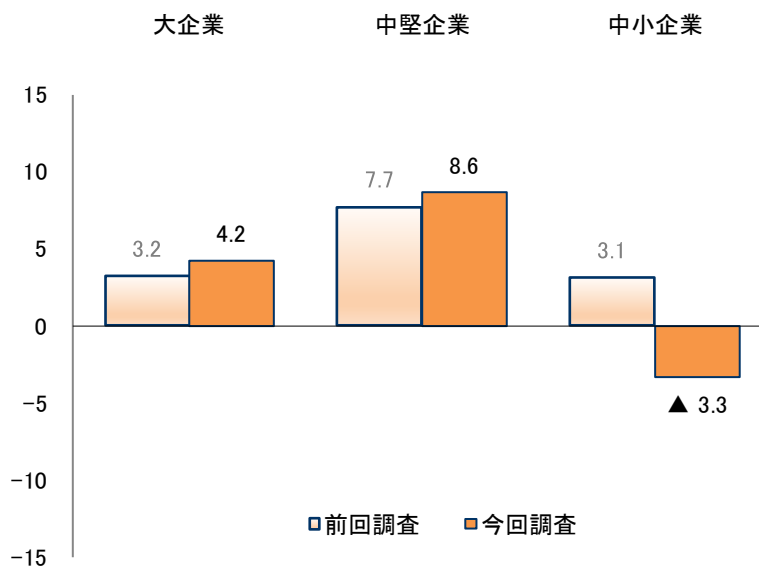
○ 令和 7 年度の売上高は、前年度比 4.5%の増収見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、自動車・同附属品などで減収となるものの、化学、パルプ・紙等などで増収となることから、全体としては 4.8%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設などで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体としては 3.2%の増収見込みとなっている。

【全産業・業種別】（前年度比増減率）



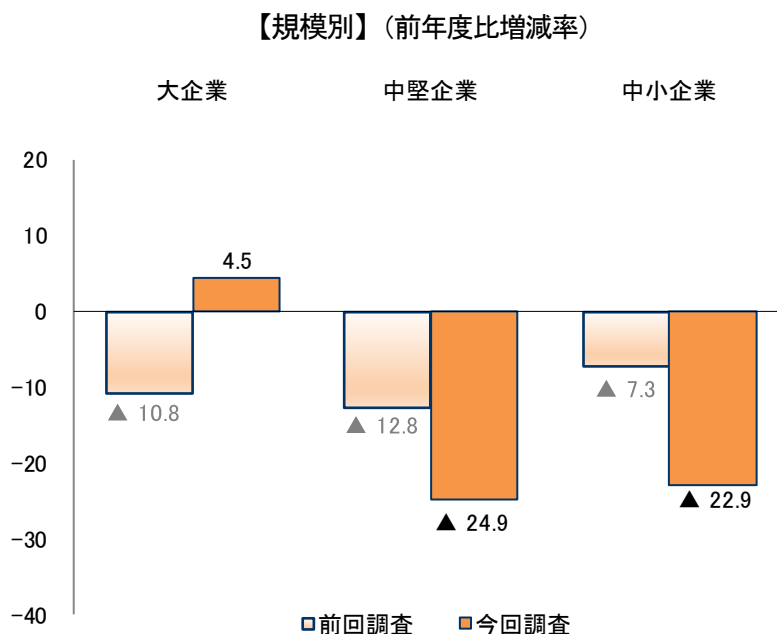
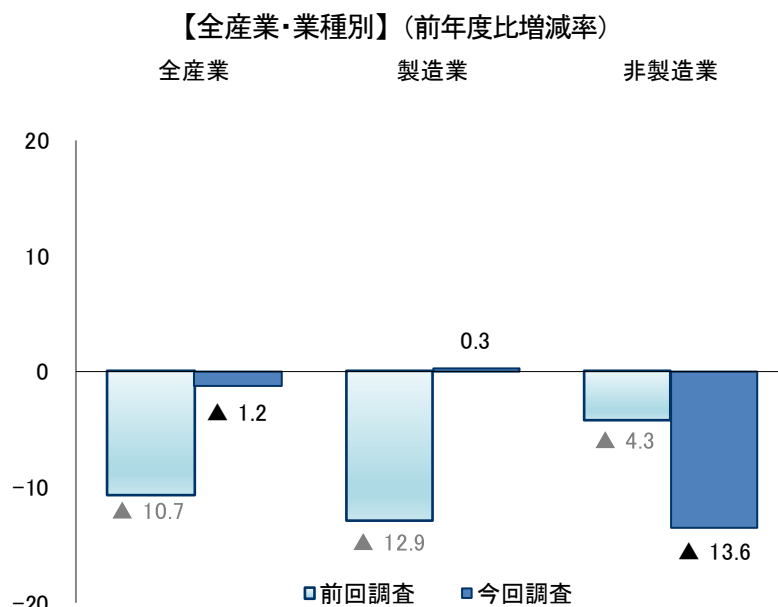
【規模別】（前年度比増減率）



(2) 経常利益（回答企業数 75 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

○ 令和 7 年度の経常利益は、前年度比▲1.2%の減益見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、生産用機械などで減益となるものの、化学、金属製品などで増益となることから、全体としては 0.3%の増益見込みとなっている。非製造業は、情報通信などで増益となるものの、運輸・郵便、リースなどで減益となることから、全体としては▲13.6%の減益見込みとなっている。

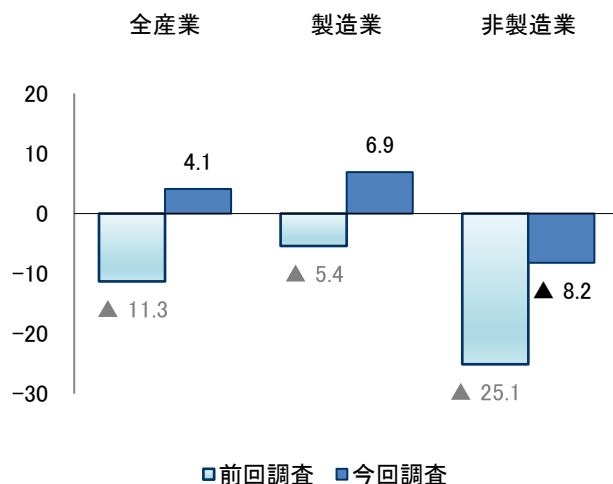


3.設備投資（回答企業数83社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

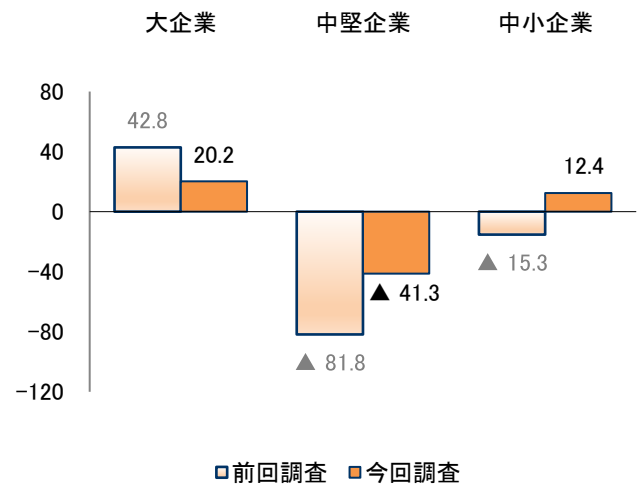
○ 令和7年度の設備投資計画は、前年度比4.1%の増加見込みとなっている。

・ 業種別にみると、製造業は、電気機械などで減少するものの、化学、生産用機械などで増加することから、全体としては6.9%の増加見込みとなっている。非製造業は、金融・保険などで増加するものの、運輸・郵便、鉱業・採石等などで減少することから、全体としては▲8.2%の減少見込みとなっている。規模別にみると、大企業(20.2%)、中小企業(12.4%)は増加見込みとなっており、中堅企業(▲41.3%)は減少見込みとなっている。

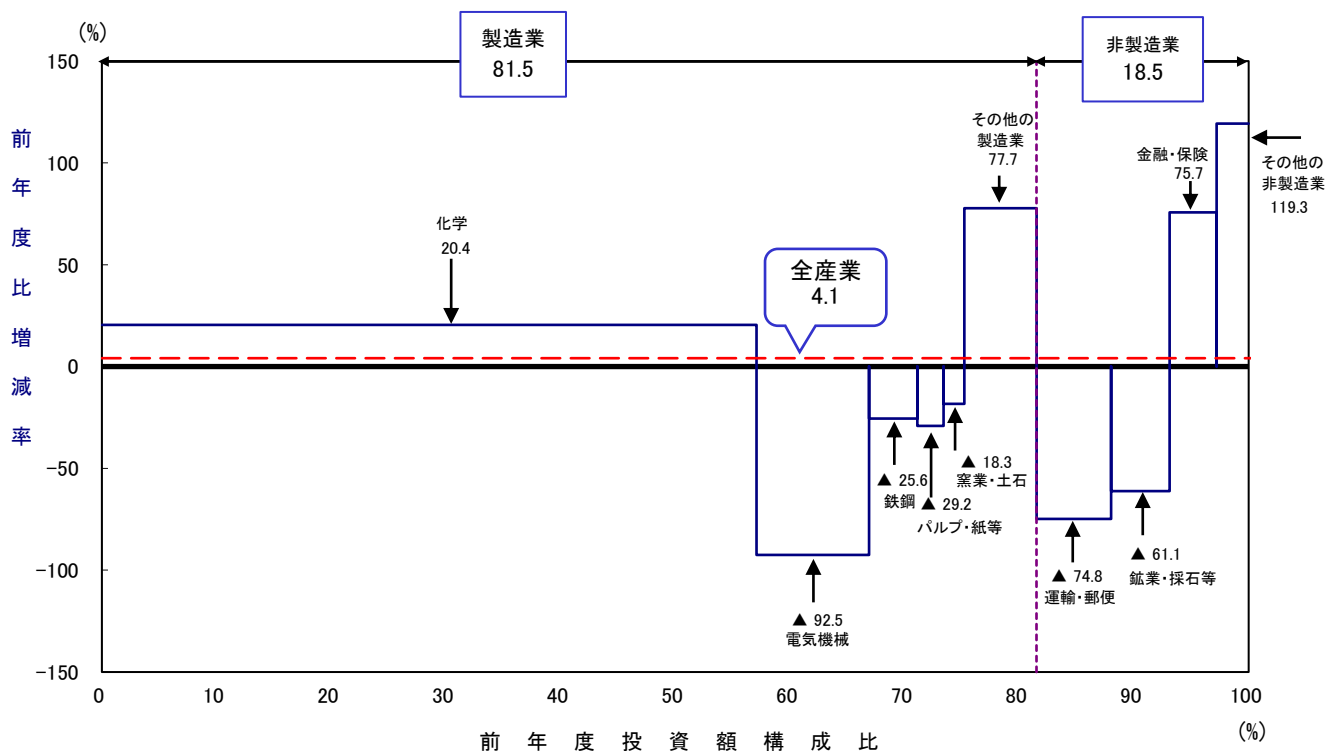
【全産業・業種別】(前年度比増減率)



【規模別】(前年度比増減率)



【主要業種別 設備投資状況(令和7年度)】



4.雇用

○ 現状判断

- ・現状(令和7年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数105社)は28.6%ポイントと「不足気味」超となっており、前期(令和7年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が縮小している。
- ・業種別にみると、製造業は11.9%ポイントと「不足気味」超幅が拡大しており、非製造業は39.7%ポイントと「不足気味」超幅が縮小している。

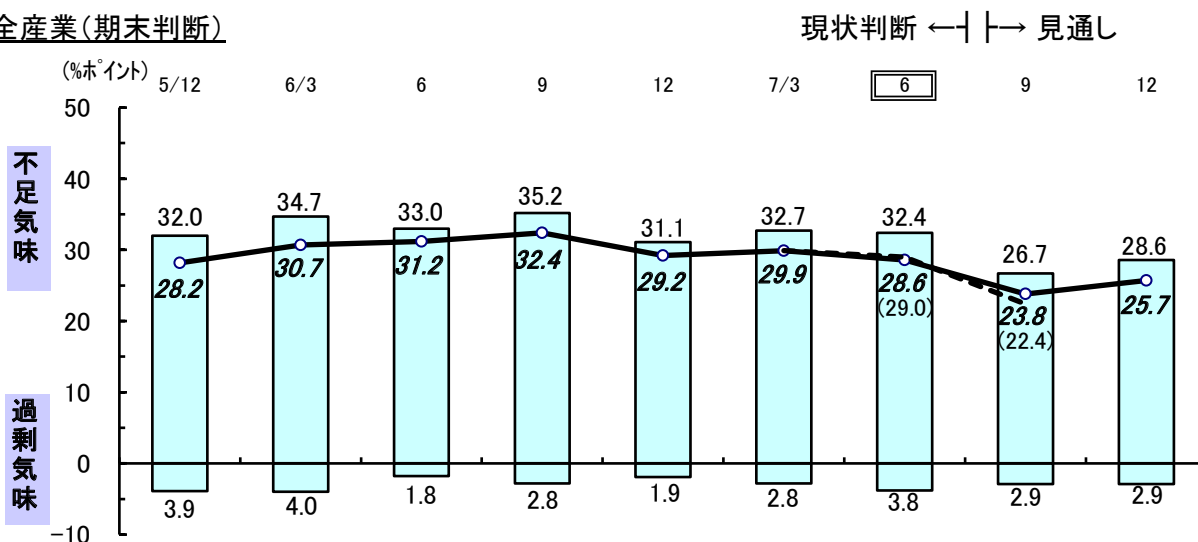
○ 先行き見通し

- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

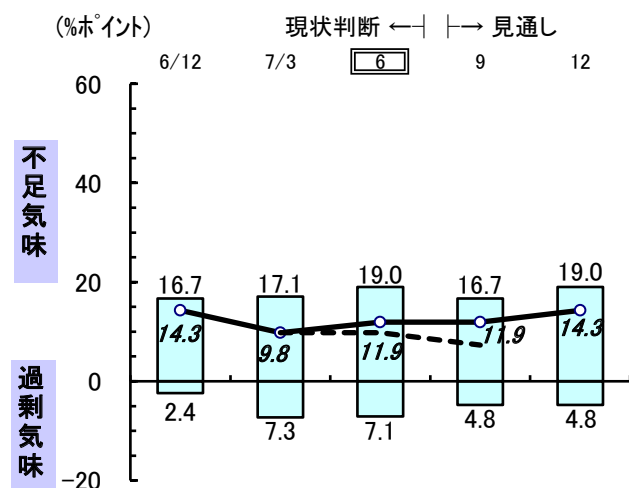
従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」－「過剰気味」社数構成比)
点線及び()は前回〔令和7年1月から3月期〕調査時予測

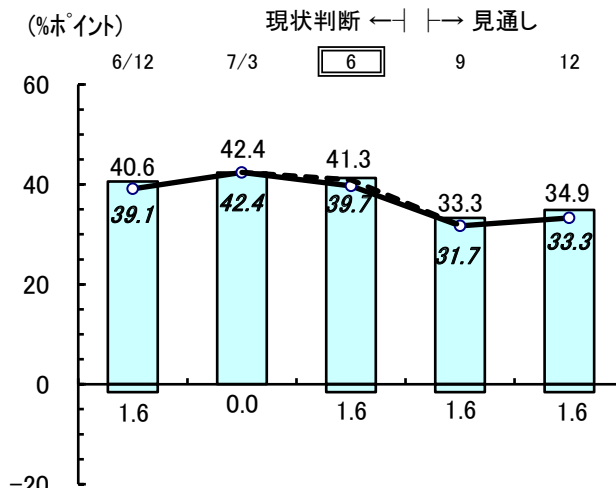
・ 全産業(期末判断)



・ 製造業(期末判断)



・ 非製造業(期末判断)



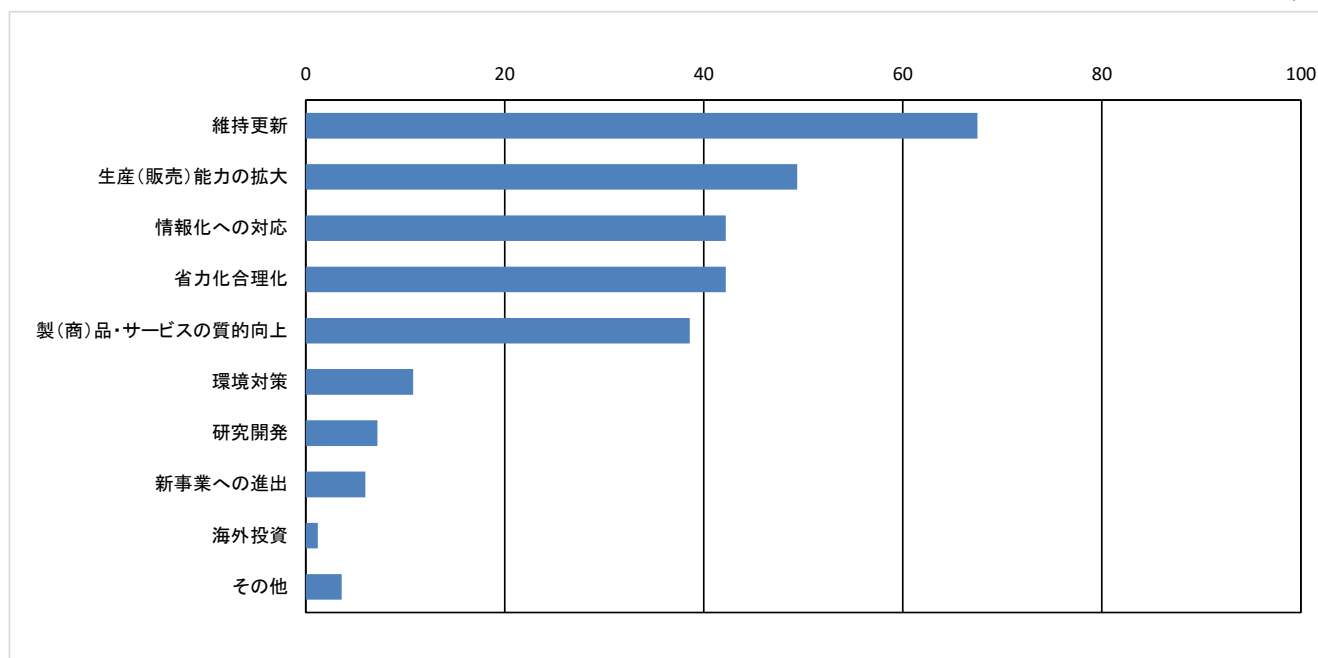
(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔 参 考 資 料 〕

1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

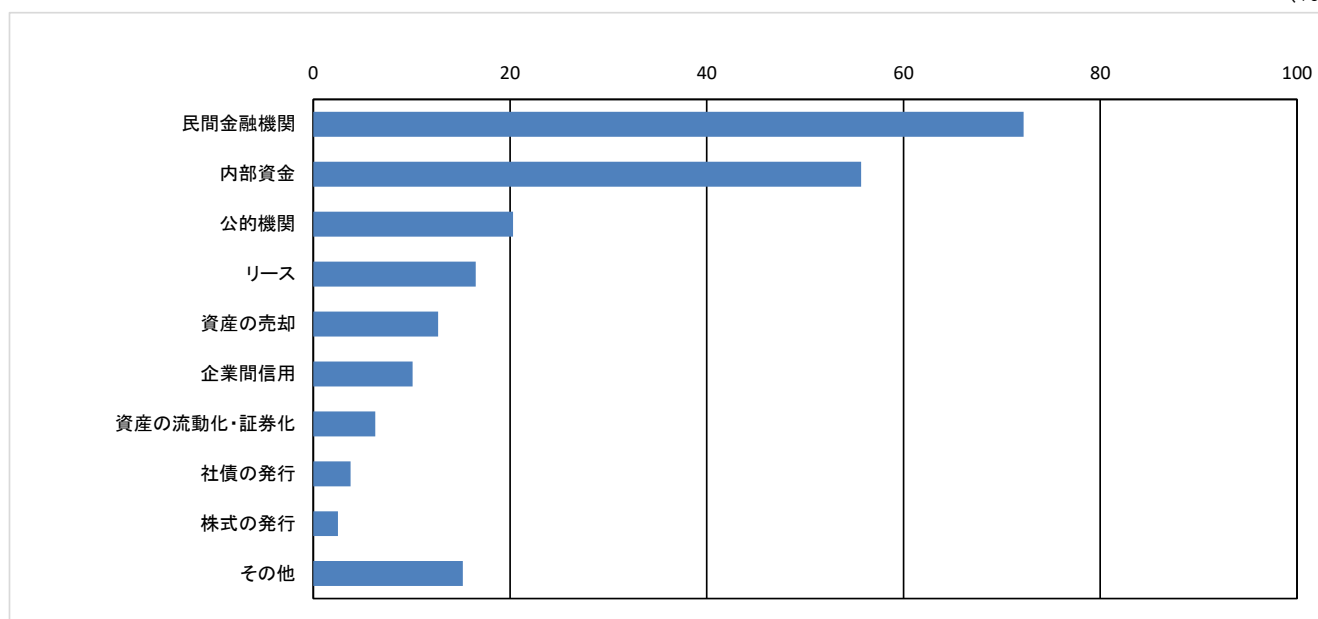
(%)



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答社数の構成比

(%)



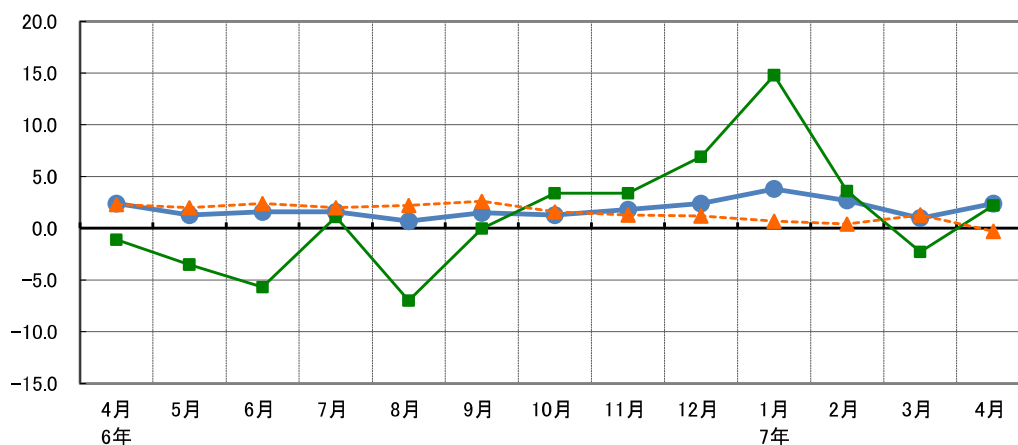
山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き

—毎月勤労統計調査地方調査結果—

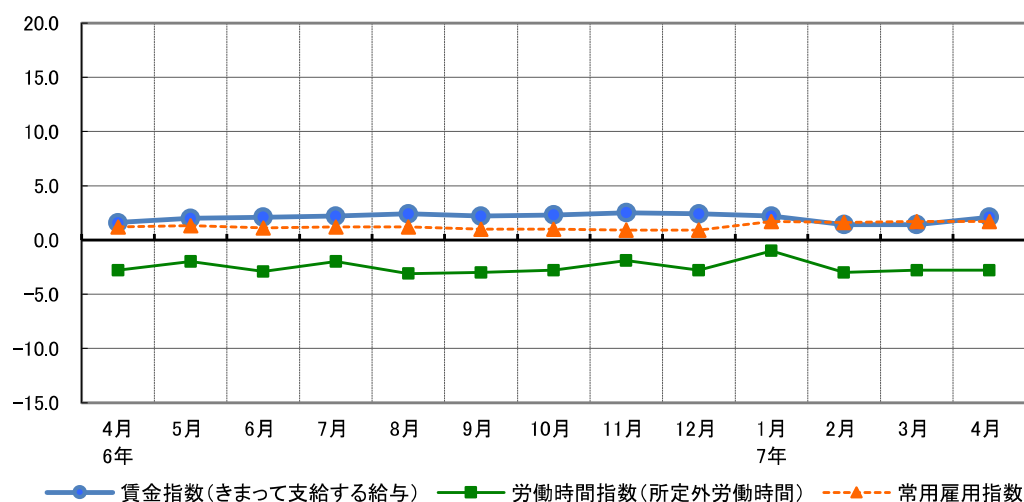
〈令和7年(2025年)4月分〉

前年同月比の推移（調査産業計）

【山口県 事業所規模 5人以上】



【全国 事業所規模 5人以上】



統計は 一人ひとりの参加から



山口県総合企画部統計分析課

令和7年(2025年)4月の概要

主な動き(事業所規模5人以上)【前年同月比】

きまって支給する給与	前年同月比 2.4%増
所定外労働時間	前年同月比 2.2%増
常用労働者数	前年同月比 0.3%減

1 事業所規模5人以上

(1) 賃金の動き

今月の1人当たりの現金給与総額は、277,304円で、前年同月比 3.5%増であった。

このうち、きまって支給する給与は、262,415円で、前年同月比 2.4%増であり、特別に支払われた給与は、14,889円で、前年同月差 3,173円増であった。

また、きまって支給する給与のうち、所定内給与は、242,965円で、前年同月比 2.1%増であった。

なお、実質賃金は、前年同月比で現金給与総額が 0.5%減、きまって支給する給与が 1.4%減であった。

(2) 労働時間の動き

今月の1人当たりの総実労働時間は、141.1時間で、前年同月比 0.2%減であった。

このうち、所定内労働時間は、131.8時間で、前年同月比 0.4%減であり、所定外労働時間は、9.3時間で、前年同月比 2.2%増であった。

また、製造業の所定外労働時間は、14.2時間で、前年同月比 1.4%減であった。

(3) 雇用の動き

今月末の常用労働者数は、484,529人で、前年同月比 0.3%減であった。

このうち、パートタイム労働者の比率は、33.6%で、前年同月差 0.6ポイント増であった。

2 事業所規模30人以上

(1) 賃金の動き

今月の1人当たりの現金給与総額は、306,703円で、前年同月比 4.3%増であった。

このうち、きまって支給する給与は、287,874円で、前年同月比 2.5%増であり、特別に支払われた給与は、18,829円で、前年同月差 5,770円増であった。

また、きまって支給する給与のうち、所定内給与は、260,471円で、前年同月比 2.0%増であった。

なお、実質賃金は、前年同月比で現金給与総額が 0.4%増、きまって支給する給与が 1.4%減であった。

(2) 労働時間の動き

今月の1人当たりの総実労働時間は、145.7時間で、前年同月比 0.7%減であった。

このうち、所定内労働時間は、133.9時間で、前年同月比 1.2%減であり、所定外労働時間は、11.8時間で、前年同月比 3.6%増であった。

また、製造業の所定外労働時間は、15.8時間で、前年同月比 0.7%増であった。

(3) 雇用の動き

今月末の常用労働者数は、271,338人で、前年同月比 2.3%減であった。

このうち、パートタイム労働者の比率は、29.1%で、前年同月差 0.5ポイント増であった。

1 事業所規模 5人以上

○ 賃 金

産 業	現金給与と総額		きまって支給する						特別に支払われた	
			給 与		所定内給与		所定外給与			
	前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月差	
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	円
調 査 産 業 計	277 304	3.5	262 415	2.4	242 965	2.1	19 450	7.4	14 889	3 173
建 設 業	361 816	△ 3.6	336 891	△ 3.6	319 293	△ 4.2	17 598	8.6	24 925	△ 628
製 造 業	369 378	6.1	342 789	0.9	307 446	1.7	35 343	△ 5.7	26 589	17 916
電気・ガス・熱供給・水道業	546 276	18.3	466 927	12.9	403 330	9.6	63 597	40.1	79 349	31 181
情 報 通 信 業	307 918	11.6	299 774	8.9	280 399	5.8	19 375	87.3	8 144	8 069
運 輸 業， 郵 便 業	269 279	1.5	268 323	2.0	223 239	△ 2.1	45 084	28.4	956	△ 1 042
卸 売 業， 小 売 業	241 447	8.3	212 278	8.6	203 851	8.4	8 427	16.2	29 169	1 521
金 融 業， 保 険 業	386 871	7.4	369 227	7.6	341 844	7.9	27 383	3.9	17 644	483
不動産業，物品賃貸業	259 079	△ 8.4	231 929	△ 17.1	219 719	△ 11.1	12 210	△ 62.5	27 150	24 074
学術研究，専門・技術サービス業	351 387	△ 7.9	340 848	5.1	315 400	6.5	25 448	△ 9.4	10 539	△ 46 794
宿泊業，飲食サービス業	110 988	2.4	110 449	3.3	105 664	3.0	4 785	12.7	539	△ 896
生活関連サービス業，娯楽業	170 018	△ 4.7	169 929	△ 4.7	165 249	△ 3.5	4 680	△ 33.4	89	89
教育，学習支援業	283 245	△ 10.3	282 242	△ 10.6	277 813	△ 10.8	4 429	2.0	1 003	967
医 療 ， 福 祉	264 445	10.7	261 226	10.6	242 206	8.7	19 020	39.8	3 219	584
サービス業(他に分類されないもの)	266 566	6.1	252 110	5.5	236 494	6.1	15 616	△ 4.2	14 456	2 337

○ 労働時間数

産 業	出勤日数		総実労働時間				所定外労働時間			
	前年同月差		前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比	
	日	日	時間	%	時間	%	時間	%		
調 査 産 業 計	18.3	△ 0.5	141.1	△ 0.2	131.8	△ 0.4	9.3	2.2		
建 設 業	21.3	0.3	164.7	△ 0.2	159.0	1.9	5.7	△ 36.0		
製 造 業	19.6	△ 0.2	162.7	0.6	148.5	0.8	14.2	△ 1.4		
電気・ガス・熱供給・水道業	18.9	△ 0.5	156.9	0.6	143.1	△ 0.2	13.8	9.5		
情 報 通 信 業	17.7	△ 1.9	140.2	4.2	131.6	1.9	8.6	56.4		
運 輸 業， 郵 便 業	20.0	0.6	180.5	10.8	156.4	8.4	24.1	30.3		
卸 売 業， 小 売 業	18.6	△ 0.3	131.3	2.9	125.7	2.7	5.6	5.6		
金 融 業， 保 険 業	19.2	△ 0.3	152.5	△ 3.4	140.8	△ 2.7	11.7	△ 10.0		
不動産業，物品賃貸業	18.5	△ 0.6	147.3	△ 9.0	138.2	△ 5.1	9.1	△ 43.8		
学術研究，専門・技術サービス業	19.8	△ 0.3	161.0	△ 3.4	148.7	△ 2.8	12.3	△ 10.2		
宿泊業，飲食サービス業	14.2	△ 0.4	89.8	1.9	86.0	1.8	3.8	5.6		
生活関連サービス業，娯楽業	15.5	△ 1.4	114.8	△ 7.3	104.9	△ 7.6	9.9	△ 2.9		
教育，学習支援業	16.0	△ 2.9	127.9	△ 17.4	115.6	△ 16.6	12.3	△ 24.1		
医 療 ， 福 祉	18.1	△ 0.1	136.4	2.1	130.8	0.8	5.6	43.5		
サービス業(他に分類されないもの)	18.8	△ 0.3	141.5	△ 2.1	132.7	△ 2.3	8.8	△ 1.2		

○雇用、労働異動

雇 用				労働異動	
月末常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率	離職率
前年同月比		前年同月比			
人	%	%	ポイント		
484 529	△ 0.3	33.6	0.6	5.73	5.57
27 757	△ 4.9	5.9	0.5	3.10	2.14
92 292	0.8	10.7	△ 0.9	2.85	1.91
2 425	△ 2.4	5.8	△ 7.6	2.50	4.79
3 668	△ 4.3	18.3	△ 7.9	2.85	0.34
30 264	2.3	20.0	△ 1.9	5.26	1.35
86 079	△ 1.6	54.7	△ 0.4	2.78	3.70
9 555	△ 0.6	8.0	0.4	10.24	8.06
6 305	5.5	21.6	0.9	2.16	0.39
11 090	△ 1.4	8.2	△ 4.7	6.19	6.48
44 781	13.0	81.4	0.6	7.24	7.02
11 831	△ 1.1	67.0	11.4	3.86	4.75
30 109	3.7	39.2	11.3	24.81	10.04
90 682	△ 6.4	30.9	△ 1.8	6.93	12.30
33 135	3.8	29.6	0.0	3.85	2.43

○ 賃金・労働時間・常用雇用指数（令和2年＝100）及びパートタイム労働者比率の推移（調査産業計）

年 月	現金給与総額				きまって支給する給与				総実労働時間		所定外労働時間		常用雇用		パートタイム 労働者比率	
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金									
	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比		前年同月差
		%		%		%		%		%		%		%	%	ポイント
令和 2年	100.0	1.8	100.0	1.4	100.0	1.3	100.0	1.0	100.0	△ 2.9	100.0	△ 11.2	100.0	△ 0.1	29.4	0.5
3年	102.5	2.6	102.3	2.3	101.6	1.6	101.4	1.4	101.3	1.4	105.0	5.1	99.1	△ 0.9	28.6	△ 0.8
4年	104.7	2.1	101.4	△ 0.9	104.5	2.9	101.2	△ 0.2	101.1	△ 0.2	109.6	4.4	99.3	0.2	29.3	0.7
5年	103.4	△ 1.2	96.6	△ 4.7	103.9	△ 0.6	97.1	△ 4.1	99.3	△ 1.8	96.2	△ 12.2	100.3	1.0	32.2	2.9
6年	106.4	2.2	96.5	△ 0.8	105.6	1.2	95.7	△ 1.8	98.8	△ 0.9	93.5	△ 3.1	102.3	2.0	33.6	1.9
6年 4月	92.5	3.5	84.6	0.6	107.2	2.4	98.1	△ 0.4	102.3	0.1	97.8	△ 1.1	102.2	2.3	33.0	1.2
5月	89.1	△ 1.4	80.9	△ 4.6	104.6	1.3	95.0	△ 2.0	97.3	0.6	88.2	△ 3.5	102.5	2.0	33.9	1.8
6月	144.7	6.9	131.3	3.4	106.2	1.6	96.4	△ 1.6	99.1	△ 4.1	88.2	△ 5.7	102.5	2.4	33.9	1.7
7月	130.7	0.7	118.4	△ 2.4	106.6	1.6	96.6	△ 1.4	102.5	1.1	96.8	1.1	102.8	2.0	33.3	1.6
8月	92.0	2.0	83.0	△ 1.4	105.3	0.7	95.0	△ 2.8	95.9	△ 1.6	86.0	△ 7.0	102.7	2.2	33.3	3.0
9月	88.6	△ 0.4	80.0	△ 3.4	106.1	1.5	95.8	△ 1.4	98.0	△ 2.4	95.7	0.0	102.9	2.6	33.0	1.8
10月	89.8	2.2	80.4	△ 0.7	107.0	1.3	95.8	△ 1.5	102.0	0.1	101.1	3.4	102.6	1.6	33.8	2.4
11月	94.2	0.1	84.0	△ 3.1	106.8	1.8	95.3	△ 1.3	101.4	1.0	97.8	3.4	102.5	1.3	33.5	1.7
12月	189.6	7.7	168.2	3.6	106.7	2.4	94.7	△ 1.5	99.9	0.6	98.9	6.9	102.7	1.2	34.1	1.8
7年 1月	91.5	4.5	80.4	△ 0.4	106.5	3.8	93.6	△ 1.0	93.7	1.8	100.0	14.8	102.4	0.7	34.6	0.5
2月	88.6	3.1	78.4	△ 1.0	105.8	2.7	93.6	△ 1.4	94.0	△ 2.2	91.4	3.6	101.9	0.4	34.0	0.2
3月	94.3	2.9	83.0	△ 1.7	106.0	1.0	93.3	△ 3.5	96.2	△ 2.4	93.5	△ 2.3	101.8	1.3	34.8	1.1
4月	95.7	3.5	84.2	△ 0.5	109.8	2.4	96.7	△ 1.4	102.1	△ 0.2	100.0	2.2	101.9	△ 0.3	33.6	0.6

(注)

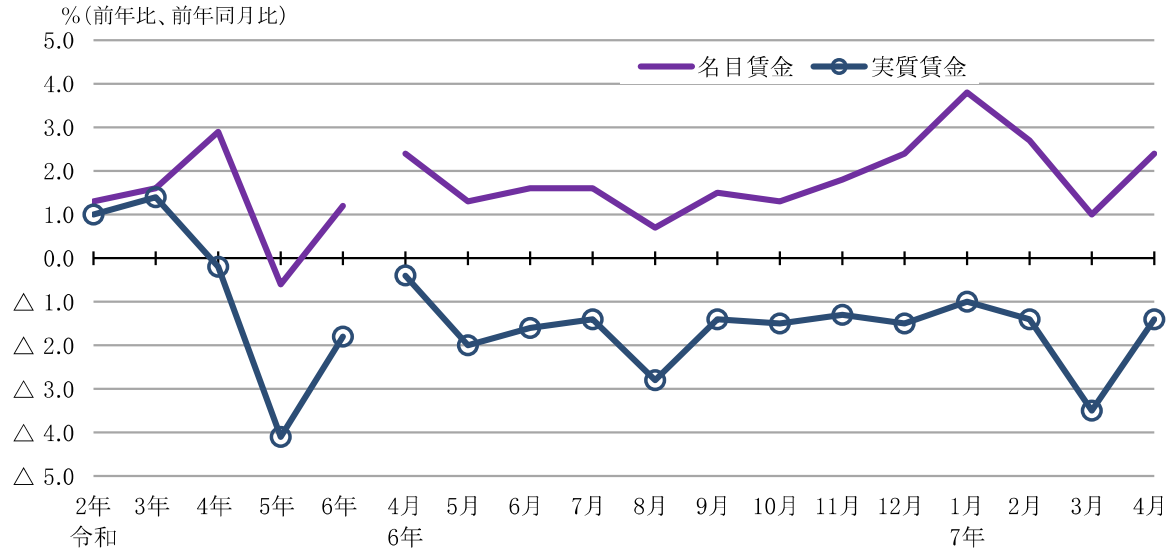
1 パートタイム労働者比率
$$: \frac{\text{当月パートタイム労働者数}}{\text{本月末推計常用労働者数}} \times 100$$

2 入（離）職率
$$: \frac{\text{当月推計増加（減少）常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数}} \times 100$$

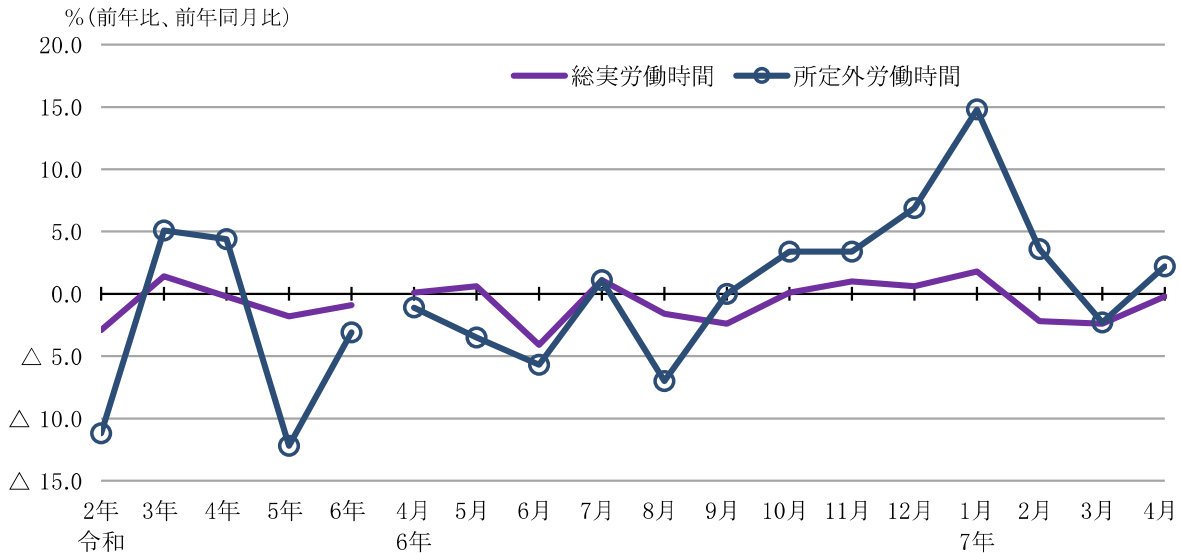
※前月末推計常用労働者数は、当月の集計事業所の「前調査期間末日の常用労働者数」から推計したものである。

3 実質賃金指数
$$: \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{山口市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

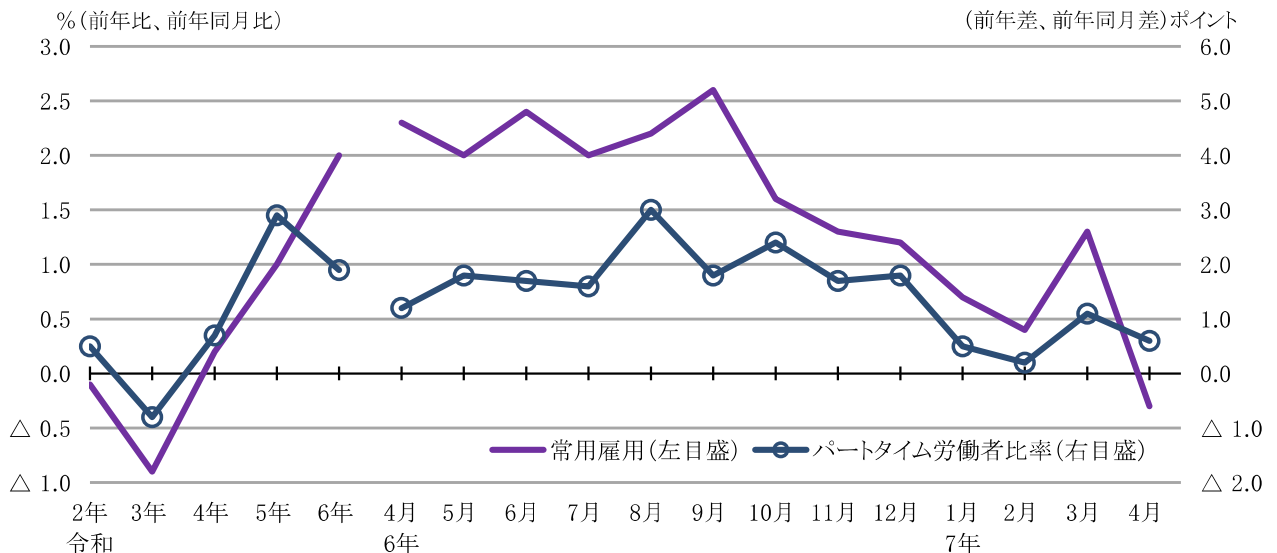
きまって支給する給与の動き 労働者全体(事業所規模5人以上)



労働時間の動き 労働者全体(事業所規模5人以上)



常用雇用、パートタイム労働者比率の動き 労働者全体(事業所規模5人以上)



2 事業所規模 30人以上

○ 賃 金

産業	現金給与と総額		きまって支給する				特別に支払われた			
			給与		所定内給与					
	前年同月比		前年同月比		前年同月比		前年同月比			
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
調査産業計	306 703	4.3	287 874	2.5	260 471	2.0	27 403	6.4	18 829	5 770
建設業	427 505	△ 12.8	353 702	△ 12.6	322 524	△ 10.9	31 178	△ 27.3	73 803	△ 11 302
製造業	382 283	5.8	362 845	2.1	322 603	3.0	40 242	△ 3.9	19 438	13 529
電気・ガス・熱供給・水道業	603 992	11.1	501 480	6.7	412 386	0.9	89 094	45.1	102 512	29 328
情報通信業	355 680	14.7	341 812	10.3	316 471	7.5	25 341	64.5	13 868	13 734
運輸業，郵便業	283 120	△ 1.0	282 069	△ 0.4	227 606	△ 5.1	54 463	26.2	1 051	△ 1 814
卸売業，小売業	250 446	11.2	189 169	6.3	182 490	7.6	6 679	△ 19.7	61 277	13 839
金融業，保険業	358 789	2.8	333 393	△ 4.6	313 282	△ 2.2	20 111	△ 30.8	25 396	25 396
不動産業，物品賃貸業	275 460	3.9	209 590	△ 20.8	195 192	△ 20.0	14 398	△ 29.3	65 870	65 315
学術研究，専門・技術サービス業	409 116	△ 5.6	389 463	5.2	347 983	5.5	41 480	2.8	19 653	△ 43 338
宿泊業，飲食サービス業	124 159	8.3	124 159	12.8	114 827	11.3	9 332	33.2	0	△ 4 542
生活関連サービス業，娯楽業	145 579	△ 7.4	145 362	△ 7.6	141 050	△ 6.2	4 312	△ 38.0	217	217
教育，学習支援業	267 685	△ 16.4	266 105	△ 16.9	260 938	△ 17.0	5 167	△ 20.1	1 580	1 523
医療，福祉	307 232	15.5	304 713	15.1	278 395	13.3	26 318	39.0	2 519	1 046
サービス業(他に分類されないもの)	225 952	4.3	217 418	1.9	197 016	0.8	20 402	13.1	8 534	5 039

○ 労働時間数

産 業	出勤日数		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	前年同月差		前年同月比		前年同月比		前年同月比	
	日	日	時間	%	時間	%	時間	%
調 査 産 業 計	18.2	△ 0.6	145.7	△ 0.7	133.9	△ 1.2	11.8	3.6
建 設 業	18.4	△ 2.7	160.8	△ 10.7	149.3	△ 7.0	11.5	△ 41.6
製 造 業	19.4	△ 0.3	163.5	0.1	147.7	0.0	15.8	0.7
電気・ガス・熱供給・水道業	18.4	△ 1.1	161.3	1.4	141.9	△ 1.4	19.4	28.4
情 報 通 信 業	18.7	△ 1.6	152.6	△ 7.1	142.1	△ 9.5	10.5	50.0
運輸業，郵便業	19.7	0.3	190.1	12.2	162.0	8.7	28.1	39.1
卸売業，小売業	18.3	0.2	123.8	4.9	118.1	4.8	5.7	9.7
金融業，保険業	18.7	△ 0.9	146.7	△ 10.0	137.5	△ 5.9	9.2	△ 45.3
不動産業，物品賃貸業	17.5	△ 2.7	144.6	△ 12.8	134.2	△ 11.2	10.4	△ 29.3
学術研究，専門・技術サービス業	20.1	0.8	171.9	0.5	152.2	1.5	19.7	△ 6.2
宿泊業，飲食サービス業	14.6	0.3	93.6	8.2	87.3	6.4	6.3	40.0
生活関連サービス業，娯楽業	15.5	△ 1.4	98.6	△ 11.3	94.7	△ 10.2	3.9	△ 32.9
教育，学習支援業	15.2	△ 3.6	117.1	△ 25.9	110.5	△ 19.7	6.6	△ 67.6
医 療 ， 福 祉	17.9	△ 0.7	143.7	2.4	136.1	0.1	7.6	76.7
サービス業(他に分類されないもの)	17.9	△ 0.4	131.5	△ 3.6	121.1	△ 4.7	10.4	10.6

○雇用、労働異動

雇 用				労働異動	
月末常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率	離職率
前年同月比		前年同月比			
人	%	%	ポイント		
271 338	△ 2.3	29.1	0.5	6.27	6.18
6 442	△ 13.8	2.2	△ 2.4	0.63	1.33
76 827	△ 1.0	9.7	0.1	2.47	2.18
1 560	△ 2.4	2.6	△ 0.3	3.83	7.36
2 141	△ 0.4	5.9	△ 1.7	1.84	0.57
21 362	3.6	17.8	2.4	6.62	0.67
36 499	0.5	65.8	△ 4.6	2.82	3.47
4 793	2.0	5.7	△ 2.6	10.24	6.70
1 413	△ 5.2	22.6	5.0	0.35	1.68
5 966	△ 0.4	8.7	2.6	7.57	7.23
12 532	10.9	76.7	△ 6.8	3.83	5.80
4 920	1.9	66.1	11.6	7.67	4.87
19 773	4.0	46.8	16.2	34.34	10.74
53 965	△ 11.4	21.0	△ 4.6	7.84	15.72
20 425	△ 2.0	41.3	2.6	2.94	3.27

○ 賃金・労働時間・常用雇用指数（令和2年＝100）及びパートタイム労働者比率の推移（調査産業計）

年 月	現金給与と総額				きまって支給する給与				総実労働時間		所定外労働時間		常用雇用		パートタイム 労働者比率	
	名目賃金		実質賃金		名目賃金		実質賃金									
	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比		
令和 2年		%		%		%		%		%		%		%	%	ポイント
	100.0	△ 1.1	100.0	△ 1.3	100.0	△ 1.3	100.0	△ 1.5	100.0	△ 3.6	100.0	△ 13.4	100.0	0.1	23.5	0.7
	106.2	6.3	106.0	6.0	104.6	4.7	104.4	4.4	102.4	2.4	108.3	8.4	99.2	△ 0.8	23.0	△ 0.5
	107.8	1.5	104.4	△ 1.5	107.1	2.4	103.7	△ 0.7	101.5	△ 0.9	109.5	1.1	99.3	0.2	24.2	1.2
	107.7	△ 0.1	100.7	△ 3.5	107.8	0.7	100.7	△ 2.9	100.2	△ 1.3	97.3	△ 11.1	99.2	△ 0.2	26.8	2.6
6年	107.5	1.5	97.5	△ 1.5	107.0	0.8	97.0	△ 2.2	98.8	△ 0.9	97.5	1.4	99.5	0.3	29.9	2.0
6年 4月	92.1	3.0	84.3	0.2	109.4	2.2	100.1	△ 0.5	103.2	0.5	106.5	7.5	99.9	0.6	28.6	0.8
5月	87.8	△ 3.8	79.7	△ 6.9	105.9	0.6	96.2	△ 2.5	98.7	1.8	94.4	5.2	100.0	0.6	29.8	1.9
6月	157.1	6.7	142.6	3.3	108.0	1.7	98.0	△ 1.6	99.2	△ 3.9	92.5	3.1	99.8	0.3	29.9	1.5
7月	134.9	2.2	122.2	△ 1.0	108.1	2.3	97.9	△ 0.9	101.7	0.7	99.1	5.0	100.1	0.5	30.0	1.7
8月	87.8	△ 0.2	79.2	△ 3.6	106.9	0.8	96.4	△ 2.6	96.6	△ 1.5	93.5	△ 1.9	100.0	0.8	30.2	3.1
9月	87.1	△ 1.7	78.6	△ 4.6	107.0	1.3	96.6	△ 1.6	96.3	△ 3.1	96.3	1.0	99.9	0.9	29.9	1.6
10月	88.2	1.6	79.0	△ 1.3	108.4	1.7	97.0	△ 1.2	101.7	0.2	104.7	6.7	99.5	0.2	30.4	2.1
11月	92.7	1.2	82.7	△ 2.0	108.3	1.5	96.6	△ 1.7	100.9	0.1	100.0	4.9	99.3	0.1	29.9	1.7
12月	200.8	5.5	178.2	1.5	108.0	1.6	95.8	△ 2.3	98.9	△ 0.3	99.1	6.0	99.4	0.4	30.6	2.4
7年 1月	91.9	6.4	80.8	1.5	108.9	5.1	95.7	0.3	94.4	1.3	105.6	14.2	99.3	△ 0.1	31.4	1.1
2月	87.1	3.9	77.1	△ 0.1	106.9	3.2	94.6	△ 0.9	93.0	△ 2.5	94.4	4.1	98.6	△ 0.7	30.3	0.3
3月	91.8	1.1	80.8	△ 3.5	106.6	0.0	93.8	△ 4.5	95.6	△ 3.9	100.0	△ 0.9	97.5	△ 0.1	31.0	1.6
4月	96.1	4.3	84.6	0.4	112.1	2.5	98.7	△ 1.4	102.5	△ 0.7	110.3	3.6	97.6	△ 2.3	29.1	0.5

(注)

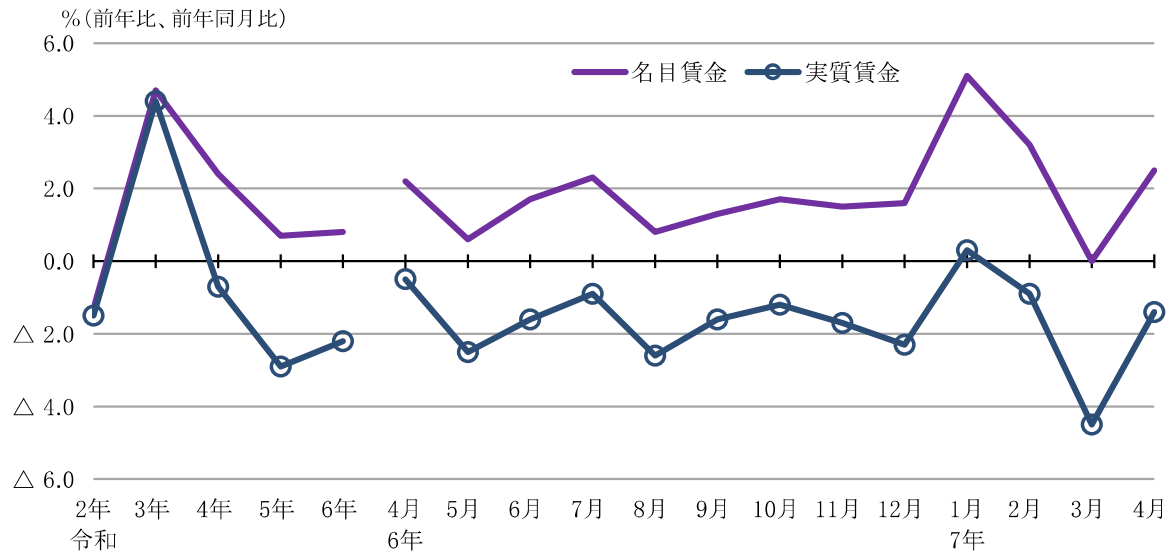
1 パートタイム労働者比率
$$: \frac{\text{当月パートタイム労働者数}}{\text{本月末推計常用労働者数}} \times 100$$

2 入（離）職率
$$: \frac{\text{当月推計増加（減少）常用労働者数}}{\text{前月末推計常用労働者数※}} \times 100$$

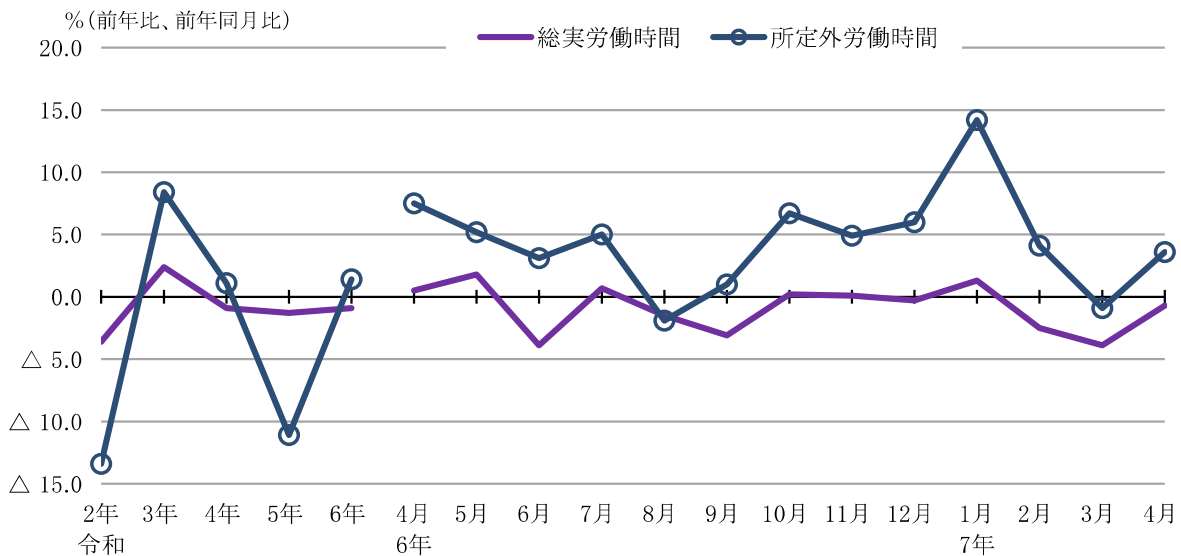
※前月末推計常用労働者数は、当月の集計事業所の「前調査期間末日の常用労働者数」から推計したものである。

3 実質賃金指数
$$: \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{山口市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)}} \times 100$$

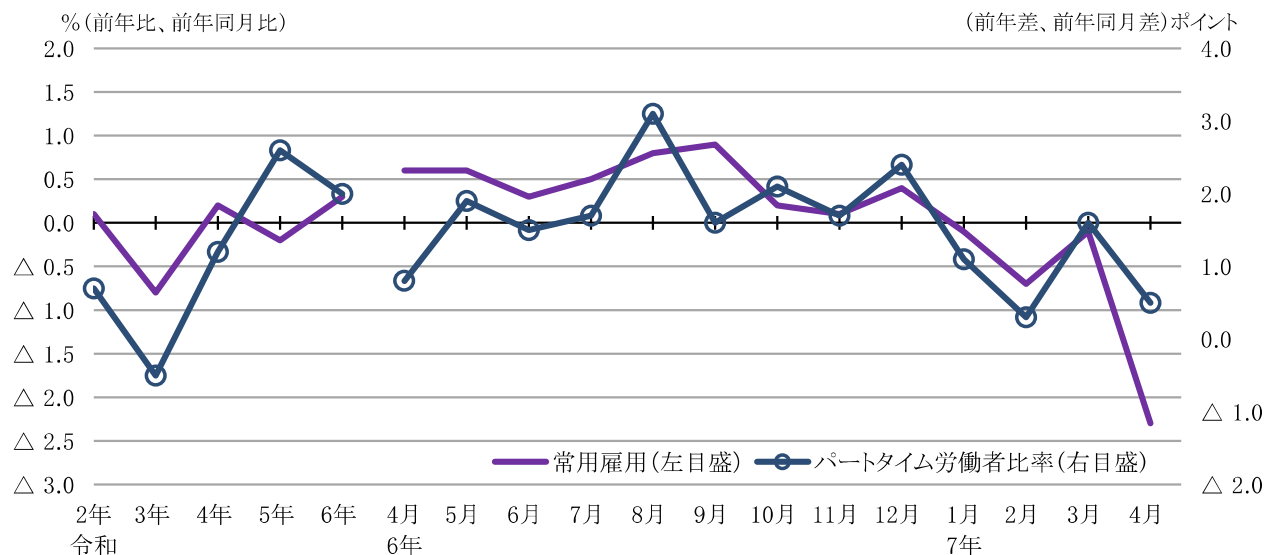
きまって支給する給与の動き 労働者全体(事業所規模30人以上)



労働時間の動き 労働者全体(事業所規模30人以上)



常用雇用、パートタイム労働者比率の動き 労働者全体(事業所規模30人以上)



2020年（令和2年）基準

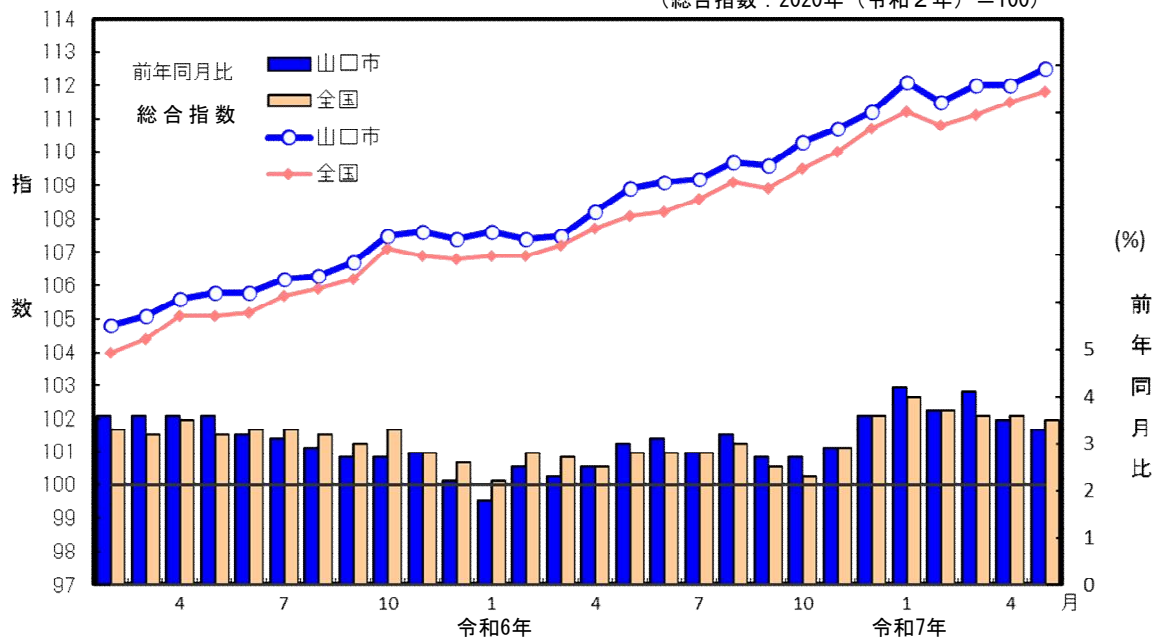
山口市消費者物価指数

令和7年5月

	山口市			全国		
	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比
総合指数	112.5	0.5%	3.3%	111.8	0.3%	3.5%
生鮮食品を除く総合	112.2	0.6%	3.5%	111.4	0.4%	3.7%
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	111.0	0.7%	3.3%	110.0	0.3%	3.3%

総合指数の推移

（総合指数：2020年（令和2年）＝100）



統計は 一人ひとりの参加から



総合企画部
統計分析課

（利用上の注意） この資料は総務省統計局による公表の内容とその詳細を収録したものである。

(白紙ページ)

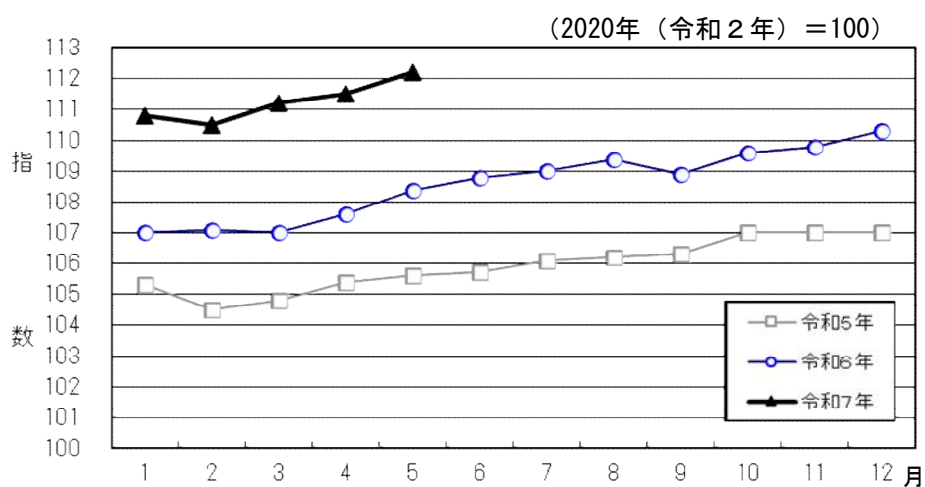
【概況】 令和7年5月 山口市の消費者物価指数 (2020年(令和2年)=100)

- 総合指数は112.5
前月と比べると0.5%の上昇、前年同月と比べると3.3%の上昇となった。
- 生鮮食品を除く総合指数は112.2
前月と比べると0.6%の上昇、前年同月と比べると3.5%の上昇となった。

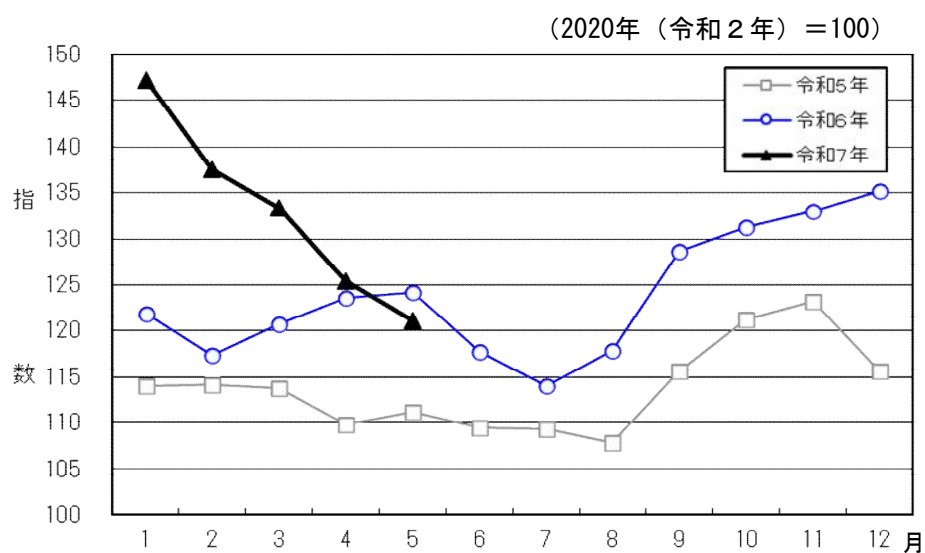
【10大費目別指数の動き】

費 目	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
総 合	0.5		3.3	
食 料	0.4		6.3	穀類の値上がり
住 居	0.5		0.4	
光 熱・水 道	5.2	上下水道料の値上がり	9.3	上下水道料の値上がり
家具・家事用品	-0.3		2.6	寝具類の値上がり
被服 及び 履物	0.0		4.2	履物類の値上がり
保 健 医 療	0.9		2.2	保健医療用品・器具の値上がり
交 通・通 信	-0.8		2.2	自動車等関係費の値上がり
教 育	0.5		-15.2	授業料等の値下がり
教 養 娛 楽	-0.6		3.3	教養娯楽用品の値上がり
諸 雑 費	0.9		1.2	
生 鮮 食 品	-3.4	生鮮野菜の値下がり	-2.5	生鮮野菜の値下がり

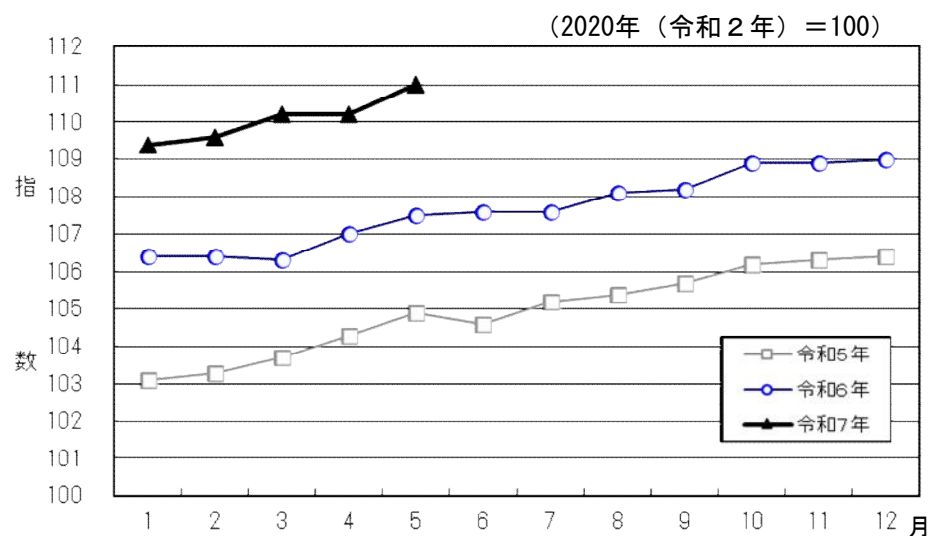
<<生鮮食品を除く総合>>の動き



<<生鮮食品>>の動き



<<生鮮食品及びエネルギーを除く総合>>の動き



総合指数等の推移

2020年（令和2年）＝100

年平均	山口市					全 国			
	総合指数		前年比 (%)	生鮮食品を 除く総合指数		前年比 (%)	総合指数		前年比 (%)
平成 2 7 年	97. 3		0. 7	97. 7		0. 5	98. 2		0. 8
2 8	97. 3		0. 0	97. 6		-0. 2	98. 1		-0. 1
2 9	97. 8		0. 5	98. 2		0. 6	98. 6		0. 5
3 0	98. 9		1. 1	99. 1		1. 0	99. 5		1. 0
令和 元	99. 8		0. 9	100. 1		0. 9	100. 0		0. 5
2	100. 0		0. 2	100. 0		-0. 1	100. 0		0. 0
3	100. 2		0. 2	100. 1		0. 1	99. 8		-0. 2
4	102. 9		2. 7	102. 7		2. 6	102. 3		2. 5
5	106. 2		3. 2	105. 9		3. 1	105. 6		3. 2
6	109. 1		2. 8	108. 6		2. 5	108. 5		2. 7
年・月	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)
6 年 5 月	108. 9	0. 7	3. 0	108. 4	0. 7	2. 6	108. 1	0. 4	2. 8
6 月	109. 1	0. 1	3. 1	108. 8	0. 3	2. 9	108. 2	0. 1	2. 8
7 月	109. 2	0. 1	2. 8	109. 0	0. 2	2. 8	108. 6	0. 4	2. 8
8 月	109. 7	0. 5	3. 2	109. 4	0. 4	3. 0	109. 1	0. 5	3. 0
9 月	109. 6	-0. 1	2. 7	108. 9	-0. 5	2. 4	108. 9	-0. 3	2. 5
1 0 月	110. 3	0. 7	2. 7	109. 6	0. 6	2. 4	109. 5	0. 6	2. 3
1 1 月	110. 7	0. 3	2. 9	109. 8	0. 3	2. 7	110. 0	0. 4	2. 9
1 2 月	111. 2	0. 5	3. 6	110. 3	0. 4	3. 1	110. 7	0. 6	3. 6
7 年 1 月	112. 1	0. 8	4. 2	110. 8	0. 5	3. 5	111. 2	0. 5	4. 0
2 月	111. 5	-0. 6	3. 7	110. 5	-0. 3	3. 2	110. 8	-0. 4	3. 7
3 月	112. 0	0. 5	4. 1	111. 2	0. 6	3. 9	111. 1	0. 3	3. 6
4 月	112. 0	0. 0	3. 5	111. 5	0. 3	3. 6	111. 5	0. 4	3. 6
5 月	112. 5	0. 5	3. 3	112. 2	0. 6	3. 5	111. 8	0. 3	3. 5

山口市

			総 合	持家の帰 属家賃を 除く総合	食 料	生鮮食品	住 居
指 <							

10 大 費 目 指 数

2020年（令和2年）=100

光 熱 水 道	家 具 家事用品	被 服 及 履 物	保健医療	交 通 通 信	教 育	教養娯楽	諸 雑 費
115.2	110.6	102.0	101.0	95.7	99.9	102.2	101.8
108.0	122.0	106.1	102.8	97.5	100.3	106.3	102.7
109.0	124.8	107.7	105.1	100.2	100.1	110.9	104.1
108.6	128.6	107.7	104.6	100.3	100.2	110.7	104.1
111.8	124.5	108.3	105.2	100.5	100.2	110.1	104.0
115.3	123.9	106.5	105.3	100.7	100.2	111.2	104.1
115.1	126.7	106.1	105.2	100.8	99.1	113.1	104.1
106.8	126.0	109.7	105.3	100.3	100.2	111.4	104.2
107.1	129.2	110.7	106.1	100.7	100.2	112.2	104.9
110.1	127.6	110.3	106.0	100.4	100.2	112.4	104.9
114.8	126.0	111.0	105.9	101.4	100.2	112.0	104.7
114.7	126.8	109.1	106.0	102.9	100.2	111.8	104.6
107.9	126.4	108.9	105.7	103.3	100.2	112.2	104.9
109.8	127.6	110.1	105.8	103.2	100.2	113.4	104.8
112.8	132.4	112.2	106.0	103.3	84.6	115.1	104.4
118.7	132.0	112.2	107.0	102.5	85.0	114.4	105.3
3.7	4.9	-0.5	0.6	0.6	-0.2	0.2	0.0
2.9	-3.2	0.6	0.5	0.2	0.0	-0.6	-0.1
3.2	-0.5	-1.7	0.2	0.3	0.0	1.0	0.1
-0.2	2.3	-0.4	-0.1	0.0	-1.1	1.7	0.0
-7.2	-0.6	3.4	0.1	-0.4	1.1	-1.5	0.1
0.3	2.5	0.8	0.7	0.4	0.0	0.7	0.7
2.8	-1.2	-0.3	0.0	-0.3	0.0	0.2	-0.1
4.3	-1.2	0.6	-0.1	1.0	0.0	-0.3	-0.1
-0.1	0.6	-1.7	0.1	1.5	0.0	-0.2	-0.1
-5.9	-0.3	-0.2	-0.3	0.4	0.0	0.3	0.3
1.8	1.0	1.2	0.0	-0.1	0.0	1.0	-0.1
2.7	3.8	1.9	0.2	0.0	-15.6	1.6	-0.4
5.2	-0.3	0.0	0.9	-0.8	0.5	-0.6	0.9
14.0	5.8	2.1	-0.1	-1.1	0.4	1.2	1.2
-6.3	10.3	4.1	1.8	1.9	0.4	4.0	0.9
1.0	2.4	1.5	2.2	2.8	-0.2	4.4	1.4
3.2	2.5	0.2	2.0	4.1	-0.4	4.6	1.5
2.5	3.9	1.9	2.5	3.9	-0.4	5.0	1.4
7.9	2.1	1.4	2.5	2.8	-0.4	3.4	1.7
10.5	5.2	2.5	2.4	1.9	-0.5	3.2	1.5
6.4	1.7	1.0	1.6	1.8	-0.5	3.1	1.4
1.4	3.3	3.6	2.2	1.8	-0.5	3.8	1.7
5.3	2.2	2.8	1.8	2.4	-0.5	4.2	1.3
10.5	2.0	4.0	1.6	2.2	-0.5	3.4	1.1
10.4	3.4	4.8	1.3	3.5	-0.6	3.1	1.0
2.7	4.4	4.7	1.1	4.0	-0.6	2.7	1.5
4.4	7.0	3.8	1.4	4.2	1.2	3.3	1.4
7.7	8.0	3.7	1.9	3.6	-15.7	4.1	0.3
9.3	2.6	4.2	2.2	2.2	-15.2	3.3	1.2

山 口 市

費 目	単位	令和 7 年	令和 7 年 5 月		
		4 月	指 数	前 月 比 (%)	前年同月比 (%)
総合	10,000	112.0	112.5	0.5	3.3
食料	2,538	125.3	125.8	0.4	6.3
穀類	196	146.9	148.1	0.8	29.2
魚介類	189	131.0	132.0	0.8	9.5
生鮮魚介	112	133.3	134.6	1.0	10.9
肉類	282	116.3	117.9	1.4	5.8
乳卵類	124	128.9	129.6	0.6	4.7
野菜・海藻	240	123.4	117.8	-4.5	-4.5
生鮮野菜	157	119.3	109.9	-7.9	-11.1
果物	92	124.3	122.2	-1.7	-3.1
生鮮果物	86	126.3	123.9	-1.9	-4.0
油脂・調味料	122	126.7	128.4	1.3	4.3
菓子類	251	134.2	133.6	-0.4	9.8
調理食品	338	124.3	126.4	1.7	5.6
飲料	162	125.9	127.2	1.1	5.9
酒類	120	112.5	114.9	2.1	3.9
外食	420	117.4	118.5	1.0	3.7
住居	1,748	104.2	104.8	0.5	0.4
家賃	1,387	99.7	99.8	0.1	0.1
設備修繕・維持	361	121.4	124.0	2.1	1.4
光熱・水道	702	112.8	118.7	5.2	9.3
電気代	380	115.6	121.4	5.1	10.9
ガス代	122	114.6	115.5	0.8	2.9
他の光熱	26	149.2	137.5	-7.9	1.4
上下水道料	174	100.0	112.1	12.1	12.1
家具・家事用品	383	132.4	132.0	-0.3	2.6
家庭用耐久財	121	142.0	137.0	-3.6	-1.3
室内装備品	20	134.1	134.1	0.0	7.0
寝具類	22	123.1	129.0	4.8	8.0
家事雑貨	77	131.1	133.0	1.4	0.7
家事用消耗品	109	129.3	131.0	1.3	7.8
家事サービス	33	115.3	115.3	0.0	0.0
被服及び履物	373	112.2	112.2	0.0	4.2
衣料	155	109.4	109.9	0.5	2.9
和服	13	112.0	112.0	0.0	5.0
洋服	141	109.2	109.7	0.5	2.7
シャツ・セーター・下着類	116	116.9	115.5	-1.2	6.4
シャツ・セーター類	83	117.4	115.8	-1.4	6.6
下着類	33	115.6	114.8	-0.6	5.7
履物類	51	113.9	113.9	0.0	7.5

中分類指数

2020年（令和2年）＝100

費 目	ウェイト	令和7年 4 月	令和 7 年 5 月		
			指 数	前 月 比 (%)	前年同月比 (%)
他の被服	36	101.2	103.3	2.1	-1.6
被服関連サービス	16	124.0	124.0	0.0	2.8
保健医療	475	106.0	107.0	0.9	2.2
医薬品・健康保持用摂取品	119	107.4	109.3	1.7	2.5
保健医療用品・器具	98	123.0	125.3	1.9	3.4
保健医療サービス	258	98.9	98.9	0.0	1.5
交通・通信	1,901	103.3	102.5	-0.8	2.2
交通	110	101.3	101.9	0.5	0.2
自動車等関係費	1,346	113.8	112.6	-1.0	2.4
通信	446	72.0	71.9	-0.1	2.0
教育	249	84.6	85.0	0.5	-15.2
授業料等	149	74.1	74.7	0.9	-25.8
教科書・学習参考教材	11	110.5	110.5	0.0	1.6
補習教育	88	99.1	99.1	0.0	0.8
教養娯楽	916	115.1	114.4	-0.6	3.3
教養娯楽用耐久財	89	107.0	106.9	0.0	0.3
教養娯楽用品	228	119.9	117.2	-2.3	6.9
書籍・他の印刷物	101	115.9	116.0	0.1	2.2
教養娯楽サービス	498	114.2	114.1	-0.1	2.4
諸雑費	715	104.4	105.3	0.9	1.2
理美容サービス	113	103.0	103.0	0.0	1.2
理美容用品	189	101.0	103.2	2.2	1.3
身の回り用品	57	117.5	121.4	3.3	2.6
たばこ	42	114.7	115.1	0.3	0.6
他の諸雑費	314	103.1	103.1	0.0	0.8
生鮮食品（注1）	354	125.4	121.1	-3.4	-2.5
生鮮食品を除く総合	9,646	111.5	112.2	0.6	3.5
持家の帰属家賃を除く総合	8,856	113.6	114.2	0.5	3.7
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	8,501	113.1	113.9	0.7	4.0
エネルギー（注2）	802	125.4	125.4	0.0	5.8
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	8,844	110.2	111.0	0.7	3.3
教養娯楽関係費	940	113.9	113.4	-0.5	2.7
情報通信関係費	522	73.5	73.5	0.0	1.3

（注1）生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

（注2）電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン

報道関係者 各位

担 当	令和7年6月27日（金）
	【照会先】
	山口労働局職業安定部
	職業安定課長 野上 秀和
	労働市場係長 井上 誠
	電話 (083) 995-0380

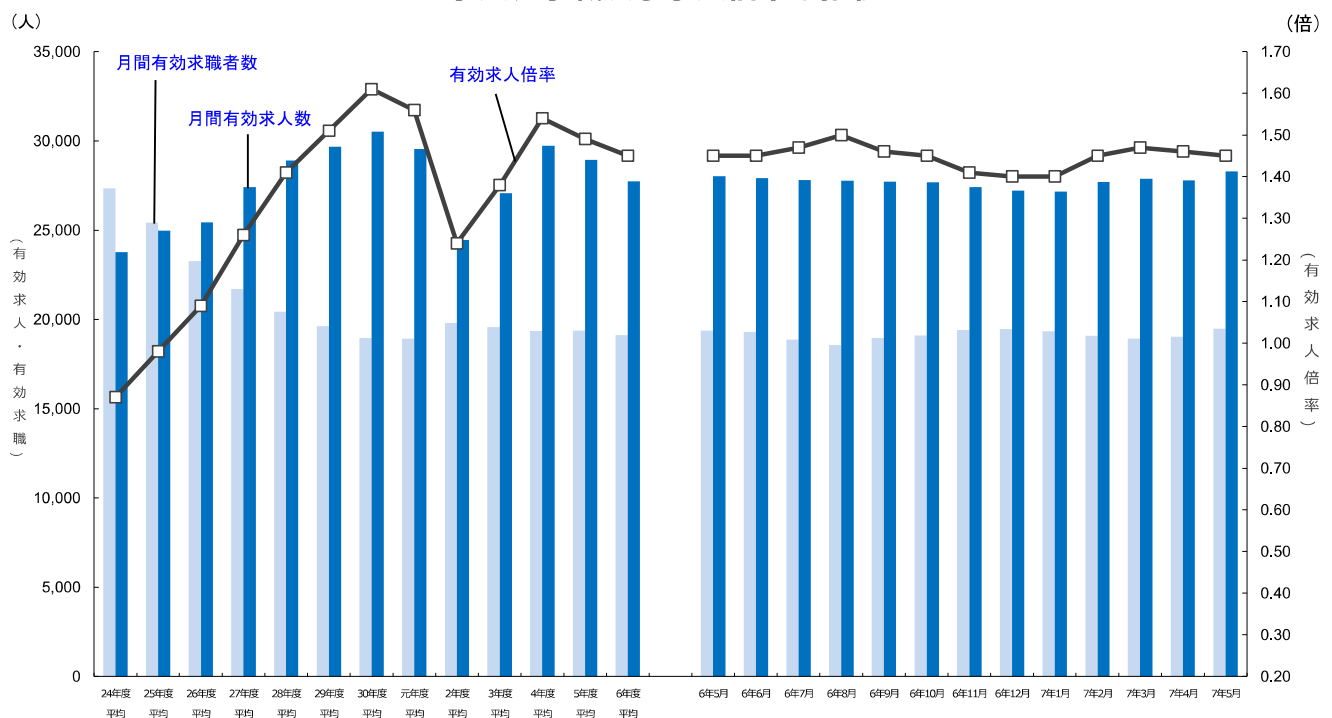
山口県の雇用情勢（令和7年5月分）について

令和7年5月の有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は1.45倍で、前月に比べて0.01ポイント低下
有効求職者数（受理地別・季節調整値）は19,480人で、前月比2.3%増加
有効求人数（受理地別・季節調整値）は28,283人で、前月比1.8%増加

【令和7年5月の基調判断】

県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移している。
（33か月連続で判断維持）

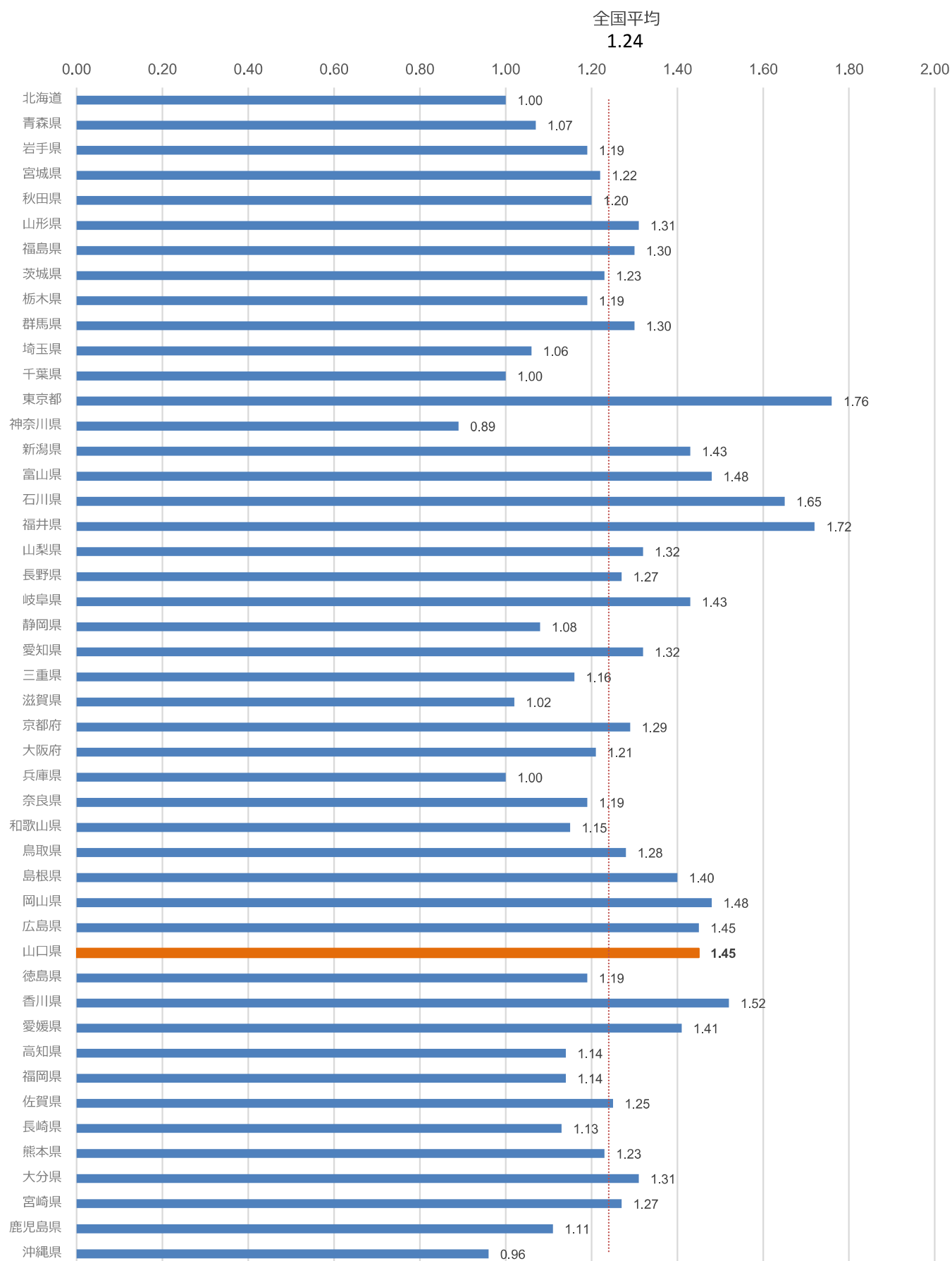
求人、求職及び求人倍率の推移



※1 月別の数値は季節調整値である。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

第5表 都道府県別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

令和7年6月6日

山口労働局 局長 殿

山口県弁護士会

会 長 浜 崎 大 輔

(公印省略)

「最低賃金額の大幅な引上げ、中小企業の支援策等の実行及び
山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会の審議
の公開と議事録の公表を求める会長声明」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会の活動につきまして
格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会は、先日、別紙のとおり『最低賃金額の大幅な引上げ、中小企業の支援策等
の実行及び山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会の審議の公開と議
事録の公表を求める会長声明』を発表しました。

ご査収いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

令和7年6月6日

山口地方最低賃金審議会 会長 殿

山口県弁護士会

会 長 浜 崎 大 輔

(公印省略)

「最低賃金額の大幅な引上げ、中小企業の支援策等の実行及び
山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会の審議
の公開と議事録の公表を求める会長声明」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会の活動につきまして
格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

当会は、先日、別紙のとおり『最低賃金額の大幅な引上げ、中小企業の支援策等
の実行及び山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会の審議の公開と議
事録の公表を求める会長声明』を発表しました。

ご査収いただきますようよろしくお願いいたします。

以上

最低賃金額の大幅な引上げ、中小企業の支援策等の実行及び山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会の審議の公開と議事録の公表を求める会長声明

第1 最低賃金額の大幅な引上げ

- 1 山口県の地域別最低賃金額は、令和5年度が時給928円、令和6年度が時給979円であった（引上額は51円）。しかし、時給979円では、月173時間働いても、月収16万9367円、年収203万2404円にしかない。

近年の食料品やガソリンの高騰を考慮すれば、時給979円では山口県内の労働者が安定した生活を送れるとは言い難い。労働者の安定した生活を確保するためには、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

- 2 最低賃金額の地域間格差も是正されていない。例えば東京都の地域別最低賃金額は、令和5年度が時給1113円（山口県との差額は185円）、令和6年度が時給1163円（山口県との差額は184円）であった。

- 3 しかも、都市部は人口が増加傾向にあるが、地方は人口が減少傾向にある。例えば総務省統計局が令和7年1月に作成した「住民基本台帳人口移動報告 2024年結果」によれば、東京都の転入超過数は、令和5年度が6万8285人、令和6年度が7万9285人であったが、山口県は、令和5年度が－3718人、令和6年度が－4357人であった。

仮に地域間格差が放置されれば、最低賃金の低い地域から高い地域へ労働力が移動し、地方の経済が停滞するおそれがある。地方の労働力を確保し、地方経済を活性化するためにも、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

第2 中小企業の支援策等

- 1 最低賃金の引上げには中小企業の支援が必要である。

- 2 中小企業家同友会全国協議会が2024年10月から12月に実施した経営実態アンケートによれば、賃上げに必要な国の支援策として、1番目に「社会保険料事業主負担の軽減」（72.2%）、2番目に「法人税の減税」（48.9%）、3番目に「雇用維持にかかる補助金・助成金の拡充」（40.7%）が挙げられた。

日本商工会議所と東京商工会議所が作成した2023年3月28日付け「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」でも、中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備のための支援策として、2番目に「取引価格の適正化・円滑な価格転嫁」（41.1%）、3番目に「税・社会保障負担等の軽減」（39.1%）が挙げられた。

- 3 取引価格の適正化・円滑な価格転嫁については、内閣官房と公正取引委員会が作成した令和5年11月29日付け「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、労務費の適切な転嫁を妨害して公正な競争を阻害するおそれがある発注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法（現在、発注者・受注者間の「構造的な価格転嫁」の実現等のために国会で法改正が審議されており、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改称される可能性がある。）に基づく厳正な対

処が必要である。

第3 特定専門部会の審議の公開と議事録の公表

- 1 現在、山口地方最低賃金審議会では、本会議と専門部会（都道府県の地域別最低賃金について調査審議するために最低賃金審議会に置かれる機関）は審議を公開し、山口労働局のウェブサイトで議事録を公開しているが、特定専門部会（鉄鋼業等産業別の特定最低賃金について調査審議するために最低賃金審議会に置かれる機関）は第1回も含めて審議を全面非公開とし、山口労働局のウェブサイトでも議事録を公表していない（資料と議事要旨のみ公表している）。

しかし、中国地方では、特定専門部会の審議は鳥取県と島根県が第1回から公開し、広島県と岡山県は第1回のみ公開している（第2回からは非公開）。第1回も含めて全面非公開としているのは、山口県のみである。

- 2 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程第4条の2第1項は、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。同規程第6条は、議事録について類似の内容を定めている。

しかし、同特定専門部会の議事要旨には、会議を非公開にした理由が記載されていない。そのため、何を理由に非公開としたのか不明である。広島県と岡山県では、第1回の議事録において第2回からの審議を非公開とする理由が記載されているが、非公開の理由が全く不明であるのは、中国地方では山口県のみである。

- 3 たしかに、発言者と発言内容が特定されれば、後日それを不満に思う者から非難されるおそれがあるが、労使がどのような主張を行い、それがどう最低賃金に反映されたか検証できなければ、原則公開の趣旨が没却される。少なくとも、第1回も含めて全面非公開とする運営は、原則と例外が逆転しており明らかに過剰といえる。鳥取県と島根県のように、山口県でも特定専門部会の審議を第1回から公開し、議事録を公表すべきである。また、安易に非公開とすることのないよう、非公開とする場合はその具体的な理由を議事に記載するとともに、やむを得ず非公開とする場合でも、非公開の範囲を可能な限り限定すべきである。

第4 まとめ

よって、当会は、

- 1 厚生労働大臣及び山口労働局長は、労働者が安定した生活を確保できるよう、最低賃金の大幅な引上げを行うこと。
- 2 国は、社会保険料の事業主負担部分の軽減、減税及び補助金の拡充等の中小企業支援策を実行すること。また、労務費の適切な転嫁を妨害して公正な競争を阻害するおそれがある発注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法に基づき厳正に対処すること。
- 3 山口県は、減税及び補助金の拡充等の中小企業支援策を実行すること。

- 4 山口地方最低賃金審議会山口県特定最低賃金専門部会は、審議を第1回から公開し、議事録を公表すること。やむを得ず非公開とする場合は、その具体的な理由を議事に記載し、非公開の範囲を可能な限り限定すること。
をそれぞれ求める。

2025年（令和7年）5月1日

山口県弁護士会
会長 浜崎大輔

山口労働局長 鈴木 輝美 様

全国労働組合総連合中国ブロック協議会

議 長 石田 高士

山口県山口市中央 4 丁目3-3山口県労連内

TEL:083-932-0465

山口県労働組合総連合

議 長 石田 高士

最低賃金の大幅引上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請

日本の最低賃金は、2024年の改定で、加重平均は 1,055円(前年比 5.1%増)となりましたが、物価高騰を後追いするだけであり、特に最低賃金近傍の労働者の生活改善には繋がっていません。地域間格差は、山口県の最低賃金 979 円と最高額の東京都 1,163 円との差が 184 円もあり、最低賃金を月額に換算すると 146,850 円(月 150 時間)にしかありません。歴史的な物価高騰で、地方から賃金の高い都市部への人口流出が起こり、地域経済の疲弊の要因になっています。とりわけ急激な物価高騰のなか、労働者から「これでは暮らせない」と悲鳴が上がり、最低賃金の地域間格差の解消と、大幅な引き上げは喫緊の課題となっています。

全労連と地方組織が取り組んでいる「最低生計費試算調査」によれば、1 人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額 24 万円、時給 1,500 円以上(月 150 時間)が必要であり、都市部と地方との差はほとんどないことを明らかにしてきました。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設を求めるとともに、最低賃金「1,500 円以上」を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 要 請 項 目 ■

1. 山口県の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. すべての働く人に人間らしい生活を保障し、格差を是正するために、最低賃金法を改正し、生計費原則にもとづく全国一律最低賃金制を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げに対応した中小企業・小規模事業者支援策の拡大、充実を講じ、企業間取引で公正な取引のルールの確立に向けた指導を徹底するよう、国や県、関係機関に求めること。
4. 労働局が実施している「業務改善助成金」について、県の活用状況(対象企業数、活用企業件数、金額)と政府の予算に対する執行状況を示すこと。
5. 地方最低賃金審議会の労働側委員の選任に当たっては公正な任命につとめ、推薦された候補者、選任の方法、基準、結果を一般公開すること。
6. 地方最低賃金審議会開催にあたって以下についての状況を示していただき改善を行うこと。
 - ①審議会での意見陳述にあたっては、人数制限を行わず、極端な時間制限を設けず、質疑を受け付けること。
 - ②専門部会の傍聴を含めた完全公開を行うこと。
 - ③傍聴について人数制限を行わないこと。
 - ④異議申し出の場合の意見陳述を受け付けること。
 - ⑤会議議事録についてのホームページ公開状況を示していただくと共にすべてを公開すること。

以 上

2025 年 3 月 3 日

山 口 労 働 局 長
友 住 弘 一 郎 殿

基幹労連 山口県本部
委員長 徳野 三 啓 範
山口県光市大字島田3434
Tel 0838-71-1655



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改正の件名

山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材
製造業最低賃金

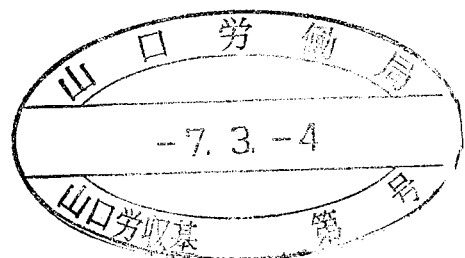
2 申出の理由等

山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数
が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。

3 申出の時期

2025 年 6 月末日

以 上



2025 年 3 月 3 日

山 口 労 働 局 長
友 住 弘 一 郎 殿

電機連合 山口地域連絡協議会
議 長 龍村 健一
山口県山口市朝田作田 4-285
Tel 083-922-8200



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改正の件名

山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

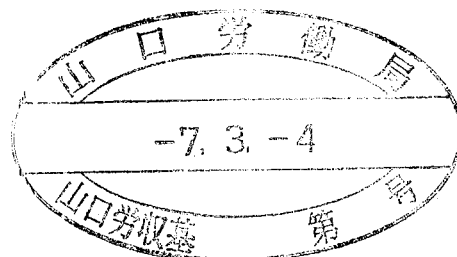
2 申出の理由等

山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね 3 分の 1 以上に達する見込みであることから申出することとしている。

3 申出の時期

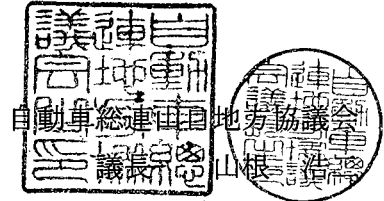
2025 年 6 月末日

以 上



2025 年 3 月 3 日

山口労働局長
友住 弘一郎 殿



山口県防府市大字西浦 888-1

TEL 0835-29-3338

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改正の件名

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金

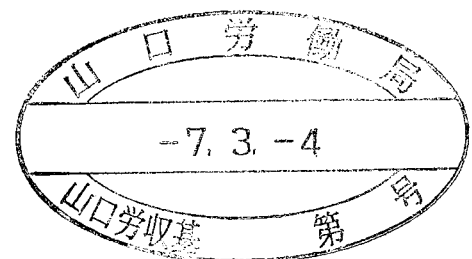
2 申出の理由等

山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。

3 申出の時期

2025 年 6 月末日

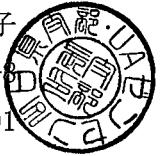
以 上



2025 年 3 月 3 日

山口労働局長
友住 弘一郎 殿

UAゼンイン山口県支部
支部長 長山 文子
山口県周南市入船町一丁目
シイタル新築館 201
Tel 0834-21-2244



特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

特定（産業別）最低賃金の改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1 特定最低賃金改正の件名

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

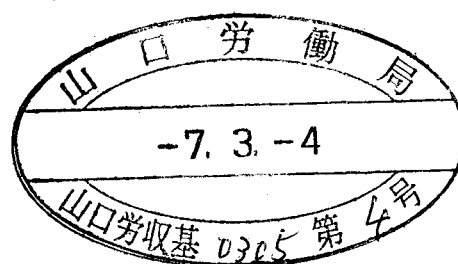
2 申出の理由等

山口県内の当該産業における賃金の最低賃金額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達する見込みであることから申出することとしている。

3 申出の時期

2025 年 6 月末日

以 上



2025年6月24日

山口労働局長 殿

山口県光市大字島田 3434
基幹労連山口県本部
委員長 徳野 啓範



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 ~~342~~ 名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

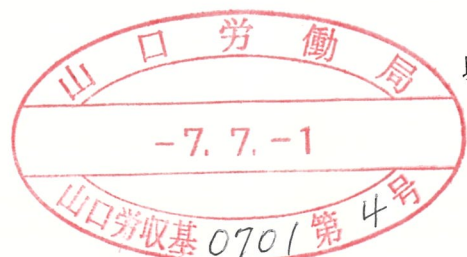
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4,713 人	= 56.0% > 概ね3分の1以上
-----------------------	---------	--------------------

山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数	8,421 人
---	---------

(最も低い) 労働協約の金額 = 195,800 円/月額 (時間額 1,223 円)
現在適用されている法定最低金額 = 1,116 円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）



以 上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	72	6,404
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	17	2,017
合 計		89	8,421

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数〔名〕
1	日 本 製 鉄 (株) 山 口 製 鉄 所	日 本 製 鉄 山 口 労 働 組 合	1,780
2	(株) 神 戸 製 鋼 所 長 府 製 造 所	神 戸 製 鋼 所 労 働 組 合 長 府 支 部	802
3	東 洋 鋼 鉄 (株) 下 松 事 業 所	東 洋 鋼 鉄 労 働 組 合	1,017
4	丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 (株)	丸 一 ス テ ン レ ス 鋼 管 労 働 組 合	298
5	共 英 製 鋼 (株) 山 口 事 業 所	共 英 製 鋼 労 働 組 合	291
6	(株) 宇 部 ス チ ー ル	宇 部 ス チ ー ル 労 働 組 合	120
7	吉 川 工 業 (株)	吉 川 工 業 労 働 組 合 光 支 部	127
8	彦 島 製 錬 (株)	彦 島 製 錬 労 働 組 合	278
合 計			4,713

56.0%

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
日本製鉄(株) 山口製鉄所	日本製鉄山口労働組合	215,000 円	20.40 日 10,540 円/日	161.87 h 1,329 円/h
(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	224,560 円	20.40 日 11,008 円/日	157.50 h 1,426 円/h
東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	215,000 円	21.10 日 10,190 円/日	158.02 h 1,361 円/h
丸ーステンレス鋼管(株)	丸ーステンレス鋼管 労働組合	198,500 円	20.40 日 9,731 円/日	158.20 h 1,255 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	228,000 円	21.92 日 10,401 円/日	158.90 h 1,435 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	206,600 円	20.00 日 10,330 円/日	160.00 h 1,292 円/h
吉川工業(株)光支店	吉川工業労働組合光支部	195,800 円	22.08 日 8,867 円/日	160.08 h 1,223 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	215,000 円	20.20 日 10,644 円/日	160.67 h 1,339 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

2025年6月 23日

山口労働局長 殿

電機連合山口地域連絡協議会
議長 籠村 健一

山口県下松市東豊井 794 番地



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

記

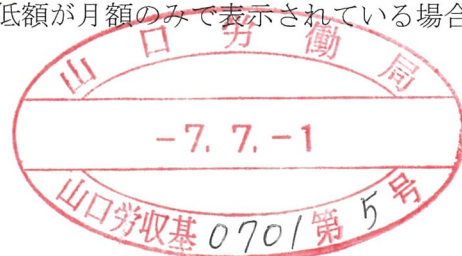
1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
山口県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 3, 023名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数は3, 023名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数は1, 169名(38.6%)となり、概ね3分の1に達している。

労働協約の賃金の最も低い額	=	1, 161円/時間
現在適用されている法定最低賃金額	=	1, 032円/時間

5. 添付資料

①労働協約の写し、②申出に関する合意書および申出代表者に対する委任状、③山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以 上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(E2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用ワイヤハーネス製造業、E293 民生用電気機械器具製造業及び E2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く）

産 業 分 類		事業所数	労働者数
E 28, 29, 30	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	103	3, 023 名

上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数
1	パナソニック インダストリー 株式会社 デバイスソリューション 事業部 導電性・アルミキャパシタ ビジネスユニット 山口拠点	パナソニック インダストリー 労働組合山口支部	343 名
2	NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	490 名
3	グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	194 名
4	N J コンポーネント株式会社 山陽事業所	N J コンポーネント労働組合	142 名
合 計			1,169 名

2. 所定労働時間数および所定労働日数

賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合、月額の労働時間
および所定労働日数の状況

事業場所名	組 合 名	月額金額	月間所定 労働日数	月間所定 労働時間
パナソニック インダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 アルミキャパシタビジネスユニット	パナソニック インダストリー労働組合 山口支部	203,000 円	19.8 日 (10,252 円)	153.70H (1,320 円)
NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	187,300 円	20.0 日 (9,365 円)	160.60H (1,167 円)
グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	183,500 円	19.8 日 (9,268 円)	158.00H (1,161 円)
N J コンポーネント株式会社 山陽事業所	N J コンポーネント労働組合	180,000 円	19.8 日 (9,077 円)	153.70H (1,171 円)

以 上

令和 7 年 6 月 2 4 日

山口県防府市西浦 888-1
自動車総連山口地方協議会
議長 山根 浩二

申 出 書

最低賃金法第 15 条第 1 項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下
記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働 11,295 名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県輸送用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記 2 の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づいて
最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

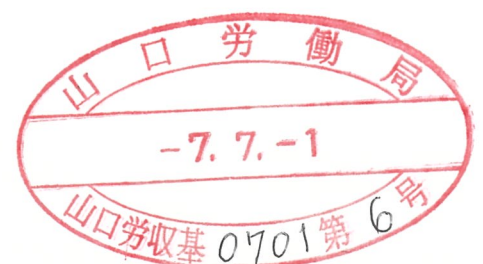
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね 3 分の 1 以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	8,430 人	=74.6% > 概ね 3 分の 1 以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	11,295 人	
(最も低い) 労働協約の金額 = 185,600 / 月額 (時間額 1141 円)		
現在適用されている法定最低金額 = 1088 円 / 時間		

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所
数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間
数および所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以 上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数 (名)
E 3 1	輸送用機械器具製造業	2 0 3	1 1, 2 9 5

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数 (名)
1	三菱重工業 (株) 下関造船所	三菱重工グループ労働組合連合会下関地区本部	6 6 6
2	サンセイ (株) 下関工場	サンセイ労働組合	4 7
3	MHI 下関エンジニアリング (株)	MHI 下関エンジニアリング労働組合	9 9
4	(株) 日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1, 0 6 5
5	マツダ (株)	マツダ労働組合 山口県本部	4, 5 3 9
6	デルタ工業 (株)	デルタ工業労働組合	4 4 7
7	ダイキョーニシカワ (株)	ダイキョーニシカワ労働組合	5 5 7
8	南条装備工業 (株)	南条装備工業労働組合	2 0 6
9	(株) ワイテック	ワイテック労働組合	3 1 2
1 0	(株) 石崎本店	石崎ホールディング労働組合	2 4 3
1 1	(株) キーレックス	キーレックス労働組合	2 4 9
		合 計	8, 4 3 0

(7 4. 6 3 %)

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
三菱重工業（株）下関造船所	三菱重工業グループ労働組合連合会下関地区本部	212,400 円	19.9 日 10,667 円	159.30 h 1,333 円
サンセイ（株）下関工場	サンセイ労働組合	182,000 円	19.75 日 9,215 円	158.00 h 1,152 円
MHI下関エンジニアリング（株）	MHI下関エンジニアリング労働組合	203,000 円	19.90 日 10,201 円	159.3 h 1,275 円
（株）日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	205,000 円	19.90 日 10,302 円	154.30 h 1,329 円
マツダ（株）	マツダ労働組合	185,600 円	20.30 日 9,128 円	162.67 h 1,141 円
デルタ工業（株）	デルタ工業労働組合	196,331 円	20.33 日 9,656 円	162.66 h 1,207 円
ダイキョーニシカワ（株）	ダイキョーニシカワ労働組合	191,400 円	20.33 日 9,413 円	162.66 h 1,177 円
南条装備工業（株）	南条装備工業労働組合	193,400 円	20.33 日 9,514 円	162.66 h 1,190 円
（株）ワイテック	ワイテック労働組合	190,000 円	20.33 日 9,346 円	162.64 h 1,168 円
（株）石崎ホールディングス	石崎ホールディング労働組合	196,000 円	20.30 日 9,656 円	162.66 h 1,205 円
（株）キーレックス	キーレックス労働組合	190,000 円	20.33 日 9,345 円	162.66 h 1,169 円

2025年7月9日

山口労働局
労働局長 殿

山口県周南市入船町1-8
シャルル伍番館201
U Aゼンセン山口県支部
支部長 長山 文子

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーマーケットの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2,686名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

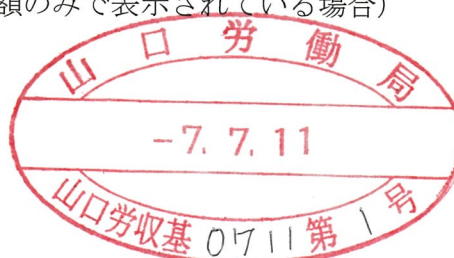
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1421人

山口県における百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者数2,686人
労働協約の賃金の最も低い額=1,020円/時間
現在適用されている法定最低賃金額=1,000円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③山口県における百貨店、総合スーパーマーケットの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以 上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における百貨店、総合スーパーマーケットの事業所数と労働者数の概要

産 業 小 分 類	労働者数〔名〕
百貨店、総合スーパーマーケット	2, 6 8 6
合 計	2, 6 8 6

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	企業名	組合名	適用労働者数〔名〕
	(株) 大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	8 7
	(株) イズミ	全イズミ労働組合	9 4 1
	(株) サンリブ	サンリブユニオン	4 6
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	3 2 3
	(株) ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	2 4
合計 (現行特定最賃 9 4 8 円を上回る適用労働者数)			1, 4 2 1

〔 5 2 . 9 % 〕

2. 所定労働時間および所定労働日数

	企業名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間・時給
	(株) 大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部			1,187 円
	(株) イズミ	全イズミ労働組合			1,020 円
	(株) サンリブ	サンリブユニオン	188,050	21 日 8,954 円	168h 1,119 円
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン			1,055 円
	(株) ミスターマックス	ミスターマックス労働組合			1,191 円

特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

令和7年度 申出時

① 受付日	② 申出代表者	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑪
	③ 申出産業	申出産業の労働者数	申出産業の基幹的労働者数 (A)	申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	B / A (%)	添付書類等	申出のケース別	改正・新設の別	その他
R7.7.1	基幹労連山口県本部	8,596	8,421	4,713	56.0	適	労働協約	改正	
	委員長 徳野 啓範								
	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業 E231、E232、E233、E235 (E2355を除く)、E22 (E2211を除く)								
R7.7.1	電機連合山口地域連絡協議会	3,473	3,023	1,169	38.7	適	労働協約	改正	
	議長 籠村 健一								
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29 (自動車用ワイヤハーネス製造業、E293、E2973 (心電計製造業を除く)を除く)、E30								
R7.7.1	自動車総連山口地方協議会	13,470	11,295	8,430	74.6	適	労働協約	改正	
	議長 山根 浩二								
	輸送用機械器具製造業 E31 (E314、E315、E319 (E3191を除く)を除く)								
R7.7.11	UAゼンセン山口県支部	2,998	2,686	1,421	52.9	適	労働協約	改正	④⑤については最新の 実態調査に 基づいたもの
	支部長 長山 文子								
	百貨店、総合スーパーマーケット I561								

注1 ④欄は、令和3年経済センサスの数字に令和6年12月20日までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者数に、令和6年最低賃金に関する基礎調査結果で得られた当該産業別最低賃金適用除外数を加味して算定した。

山口地方最低賃金審議会運営規程

（規程の目的）

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定める。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規程により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも7日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

（小委員会等）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

第7条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見の交換若しく

は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第9条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書を、それぞれ議事録の写を附して、その都度山口労働局長に送付するものとする。

(小委員会等の議事運営)

第10条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。

山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合は、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第4条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

- 第5条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、山口地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営規程に関し必要な事項は、協議のうえ部会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月7日から施行する。

令和7年度地方最低賃金審議会日程（案）

		8月1日（まで）に答申あり	8月5日に答申あり	8月7日に答申あり	特定最低賃金専門部会
7月28日	月				
7月29日	火				
7月30日	水				
7月31日	木				
8月1日	金	13:15～第2回最賃審本審 15:30～第1回専門部会			
8月2日	土				
8月3日	日				
8月4日	月				
8月5日	火	13:15～第3回最賃審本審 ※1日に目安の伝達ができなかった場合開催 14:30～第2回専門部会 ※本審の開催がない場合、13：15から開始	15:00～第3回最賃審本審 ※目安伝達ができない場合、中止。		
8月6日	水	13:30～第3回専門部会	13:15～第3回最賃審本審 ※5日に目安伝達ができなかった場合開催 14:00～第2回専門部会 ※本審の開催がない場合、13:30から開始		
8月7日	木				
8月8日	金	13:15～第4回専門部会 16:00～第4回最賃審本審	13:15～第3回専門部会 16:00～第4回最賃審本審	13:15～第3回最賃審本審 本審終了後～第2回専門部会	
8月9日	土				
8月10日	日				
8月11日	月				
8月12日	火	13:15～第5回専門部会 16:00～第5回最賃審本審	13:15～第4回専門部会 16:00～第5回最賃審本審	13:15～第3回専門部会	
8月13日	水				
8月14日	木				
8月15日	金				
8月16日	土				
8月17日	日				
8月18日	月	【候補日】 13:15～第6回専門部会 【候補日】 16:00～第6回最賃審本審	13:15～第5回専門部会 16:00～第6回最賃審本審	13:15～第4回専門部会 16:00～第4回最賃審本審	特定最低賃金専門部会 （必要性の有無について）
8月19日	火	【候補日】 13:15～第7回専門部会 【候補日】 16:00～第7回最賃審本審	【候補日】 13:15～第6回専門部会 【候補日】 16:00～第7回最賃審本審	13:15～第5回専門部会 16:00～第5回最賃審本審	
8月20日	水				
8月21日	木	【候補日】 13:15～第8専門部会 【候補日】 16:00～第8回最賃審本審	【候補日】 13:15～第7回専門部会 【候補日】 16:00～第8回最賃審本審	【候補日】 13:15～第6回専門部会 【候補日】 16:00～第6回最賃審本審	
8月22日	金				
8月23日	土				
8月24日	日				
8月25日	月				特定最低賃金専門部会 （必要性の有無について）
8月26日	火	8/8応当日 10:00～第〇回最賃審（異議審）			
8月27日	水				
8月28日	木	8/12応当日 10:00～第〇回最賃審（異議審）			
8月29日	金				
8月30日	土				
8月31日	日				
9月1日	月				
9月2日	火				
9月3日	水	8/18応当日 10:00～第〇回最賃審（異議審）			
9月4日	木	8/19応当日 10:00～第〇回最賃審（異議審）			
9月5日	金				
9月6日	土				
9月7日	日				
9月8日	月	8/21応当日 10:00～第8回最賃審（異議審）			